

(様式 3)

(調 書)

自己点検・評価書

平成 3 0 年 9 月

崇城大学薬学部

■薬科大学・薬学部（薬学科）の正式名称

崇城大学 薬学部 薬学科

■所在地

〒860-0082 熊本県熊本市西区池田 4-22-1

■大学の建学の精神および大学または学部の理念

本学の建学の精神

1. 近代文明を築くものは科学技術と完成の世界であることは言をまたない。大志を抱き、本学に集い学ぶ者、真理を探究し、一専門家を目指すに甘んずることなく、文化の担当たる栄光を担うとともにその責務を忘れてはならない。
1. 科学の発展と芸術の創造は、古来より脈動する人間精神に基づく。
本学の教育にあっては、科学と芸術の背後にある精神文化の存在を忘れず、広い世界観の樹立に努めなければならない。
1. 現代、科学技術は、長足の進歩をとげる半面、細分化され、人間疎外等の憂いを起こすおそれなきにしもあらず。ここにおいて、われら先端的な学術修練を志す者、美の世界を追求する者は、人間関係を重視し、生命を尊重する道義を体しなければならない。これらと倫理の融合こそ建学の基本である。
1. 本学は自由と創造を重んずる私学である。時代を開く新鮮な主体性が必要で、和の学園である。「和して同ぜず」とあるが如く、調和こそ真の和合で始めて秩序が確立する。
1. 本学は産学提携により「知の基地」として新実学を形成し、芸術を含め、地域社会における文化の府となり、世界の平和に寄与しなければならない、われら教職員学生一同「崇城大学運命共同体」でなければならない。
1. 校名の示すとおり、政治文化の中心たる城の中に在って、伝統を継承し大業を崇し、人より崇められるが如き存在感を持ち、以て社会の立て役者として努めなければならない。

本薬学部の理念

薬と医療に関する高度な専門性と豊かな人間性を有する人材を育成するとともに、医療の進展、人類の健康な生活と福祉の向上に貢献する。

■ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

本学科では、本学の教育理念および学部の教育研究上の目的に沿ったカリキュラムを実践し、厳格な成績評価により卒業要件を満たした次の能力を有するものに学士(薬学)の学位を授与する。

- ・医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身につけたもの。
- ・薬剤師としての高度な知識を修得したもの。
- ・地域の人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献できるもの。
- ・科学的思考にもとづく問題発見・解決能力を有するもの。

カリキュラム・ポリシー

本学科は、本学の教育理念および学部の教育研究上の目的に沿って、次の実施方針でカリキュラムを編成する。

- ・人間性・倫理観を養うために、教養・倫理教育を継続的に実施する。
- ・高度な医療と健康増進、公衆衛生の向上に対応できる能力を養うために、医療系科目を充実させる。
- ・問題発見・解決能力を養うために、PBL(Problem Based Learning)学習、実習および卒業研究を充実させる。
- ・学習成果基盤型教育(Outcome Based Education)に基づいて、効果的な学習ができるように科目を編成する。

アドミSSION・ポリシー

本学部は、本学の教育理念および学部の教育研究上の目的を実践するため、次のような人を受け入れる。

- ・医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成する。そのため、専門知識とそれを基盤とした問題発見・解決能力を修得する上で必要な、基礎学力と論理的思考を有する人。
- ・高い倫理観をもち、患者の立場に立った医療を提供できる薬剤師を養成する。そのため、思いやりと協調性をもってコミュニケーションがとれる人。
- ・社会に貢献できる薬の専門家を養成する。そのため、強い意志をもち、科学・医療の新しい分野にも積極的に挑戦できる、意欲ある人。

■「自己点検・評価書」作成のプロセス

【自己点検・評価体制】

◇ 自己点検・評価委員会の設置と構成

本委員会（平成 29, 30 年度）は、学部長を委員長とし、学内教職員 7 または 8 名および学外委員 1 名で構成されている。

委員長	小田切 優樹（学部長・教授）平成 29 年度
委員長	瀬尾 量（学部長・教授）平成 30 年度
副委員長	宮本 秀一（教授）
委員	上田 直子（教授）
委員	衛藤 仁（教授）平成 29 年度
委員	中嶋 弥穂子（教授）
委員	山崎 啓之（教授）
委員	下野 和実（教授）
委員	松田 舞子（薬学部事務職員）
委員	堀内 賢二（医療法人杉村会 杉村病院 院長）

◇ 自己点検・評価 項目担当責任者

中項目 1 ～ 4	: 下野 和実
中項目 5 ～ 6	: 中嶋 弥穂子
中項目 7 ～ 9	: 山崎 啓之
中項目 10 ～ 13	: 上田 直子

◇ 自己点検・評価書の最終確認体制

定期的に開催される評価委員会において「自己点検・評価報告書」の点検を積み重ねた後、全教員に「報告書（案）」として配布した。一定の確認・修正期間を経た後、教授会で承認を得て、最終報告書とした。

【薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）への対応】

平成 27 年度から、改訂モデル・コアカリキュラムを導入し、1 ～ 3 年生は、改訂モデル・コアカリキュラムに対応したカリキュラムを実施している。4 ～ 6 年生は、旧モデル・コアカリキュラムに対応したカリキュラムを実施している。なお、平成 25 年度に学内カリキュラムを改訂し（学内新カリ）、1 ～ 4 年次は学内新カリを適用している。一方、5、6 年次は旧来の学内カリキュラム（学内旧カリ）を適用している。モデル・コアカリキュラムと学内カリキュラムの関係は次の通りである。

学年	モデル・コアカリキュラム	学内カリキュラム (ストレート進級生*)
1～3年生	改訂	学内新カリ
4・5年生	旧	学内新カリ
6年生	旧	学内旧カリ

*当該学年にストレートで進級した学生

【自己点検・評価書作成の経緯】

☆ 自己点検・評価書作成のスケジュール

＜平成 29 年＞

4 月 1 9 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 作成のスケジュール確認

＜平成 30 年＞

3 月 1 9 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 項目担当責任者の決定
- 自己評価 29 作成方針の決定

4 月 1 1 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 中項目 1, 2 について意見交換

4 月 2 4 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 中項目 3, 4 について意見交換

5 月 2 2 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 中項目 5, 6 について意見交換

6 月 5 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 中項目 7～9 について意見交換

6 月 2 5 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 中項目 10～13 について意見交換

7 月 1 0 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 中項目 10～13 の修正確認

7 月 1 7 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 中項目 1～4 の修正確認

7 月 2 4 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 中項目 5～8 の修正確認

7 月 3 1 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 中項目 8, 9 の修正確認

8 月 7 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 報告書（案）作成作業開始

8 月 2 8 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 報告書（案）確認

9 月 1 1 日：自己点検・評価委員会の開催

- 自己評価 29 報告書（案）の確定と薬学部教員へ配信・確認

9 月 2 1 日：教授会の開催

- 自己評価 29 最終報告書の承認と薬学部教員へ配信

目 次

『教育研究上の目的』	1
1 教育研究上の目的	
[現状] (基準ごと)	1
[点検・評価] } (中項目ごと)	3
[改善計画]	3
『薬学教育カリキュラム』	4
2 カリキュラム編成	
[現状] (基準ごと)	4
[点検・評価] } (中項目ごと)	8
[改善計画]	8
3 医療人教育の基本的内容	
[現状] (基準ごと)	9
[点検・評価] } (中項目ごと)	24
[改善計画]	24
4 薬学専門教育の内容	
[現状] (基準ごと)	26
[点検・評価] } (中項目ごと)	32
[改善計画]	32
5 実務実習	
[現状] (基準ごと)	33
[点検・評価] } (中項目ごと)	47
[改善計画]	47
6 問題解決能力の醸成のための教育	
[現状] (基準ごと)	48
[点検・評価] } (中項目ごと)	54
[改善計画]	54
『学生』	55
7 学生の受入	
[現状] (基準ごと)	55
[点検・評価] } (中項目ごと)	58
[改善計画]	58

8	成績評価・進級・学士課程修了認定	
	〔現状〕（基準ごと）	59
	〔点検・評価〕	} (中項目ごと)
	〔改善計画〕	
9	学生の支援	
	〔現状〕（基準ごと）	67
	〔点検・評価〕	} (中項目ごと)
	〔改善計画〕	
	『教員組織・職員組織』	77
10	教員組織・職員組織	
	〔現状〕（基準ごと）	77
	〔点検・評価〕	} (中項目ごと)
	〔改善計画〕	
	『学習環境』	88
11	学習環境	
	〔現状〕（基準ごと）	88
	〔点検・評価〕	} (中項目ごと)
	〔改善計画〕	
	『外部対応』	92
12	社会との連携	
	〔現状〕（基準ごと）	92
	〔点検・評価〕	} (中項目ごと)
	〔改善計画〕	
	『点検』	96
13	自己点検・評価	
	〔現状〕（基準ごと）	96
	〔点検・評価〕	} (中項目ごと)
	〔改善計画〕	

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

〔現状〕

高齢化社会の到来、疾病の多様化に加え、医療の高度・専門化、医療構造の変革が進む中、薬の専門家として医薬品の適正使用や安全管理を図る薬剤師の使命は大きな広がりを見せている。特に、臨床現場で他の医療スタッフとともに患者を中心としたチーム医療に取り組む薬剤師に社会は大きな期待を寄せている。すなわち、薬剤師には、基礎的な知識・技術はもちろんのこと、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など、医療スタッフとしての資質の一層の向上が要求されていると言える。これらの社会的要請に応えることが薬剤師養成教育の基本的な使命である。また、本薬学部は「薬と医療に関する高度な専門性と豊かな人間性を有する人材を育成するとともに、医療の進展、人類の健康な生活と福祉の向上に貢献する」という理念を掲げ教育・研究に取り組んでいる。

観点1-1-1に関して:「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」という本薬学部の教育研究上の目的は、上記、薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命および本薬学部の理念を的確に反映している（根拠資料1-1-①:薬学部ホームページ<http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>）。従って、本観点は満たされている。

観点1-1-2に関して:高齢化社会の到来、疾病の多様化、医療の高度・専門化が進む中、薬剤師にはこのような医療環境およびその変化に対応できる知識・技能（専門性）が必要である。薬剤師はその専門性を十分に活用し、問題を発見・解決し、医療を提供する必要がある。さらに、患者志向の医療を提供するためには、豊かな人間性と倫理観も求められる。本薬学部の教育研究上の目的は、このような医

療環境、社会的要請を的確に反映したものになっている。従って、本観点は満たされている（根拠資料 1-1-①：薬学部ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>）。

観点 1-1-3 に関して：本薬学部では、前記の教育研究上の目的は、年度始めに周知されている。その内容を、学生にはオリエンテーション時に印刷物として配布した上で説明している。学則第 3 条に各学部の「人材の養成に関する目的および教育研究上の目的」が記載されているが（根拠資料 1-1-③：学生便覧 p.139）、本学は総合大学であるため、その記載方法や表現は全学に合わせる必要があり、文言などが前記のものと多少異なっている。一昨年度、学則記載の目的を前記のものに合わせるよう大学事務局に働きかけた結果、学部長会議で議論が行われ、2～3 年後を目処に全学的な文言の見直しの議論がなされることになっている。従って、本観点は概ね満たされている。

観点 1-1-4 に関して：教育研究上の目的は薬学部ホームページ上に掲載され、広く社会に公表されている（根拠資料 1-1-①：薬学部ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>）。従って、本観点は満たされている。

観点 1-1-5 に関して：教育研究上の目的が、医療環境や社会情勢の変化に速やかに対応できるように、教務委員会による検証を数年に 1 回程度行い、見直しが必要となる場合は、その内容を教授会で討議し、承認を得る体制となっている。

文科省から示された「三ポリシーの策定と運用に関するガイドライン」に沿って 3 ポリシーの検証・改訂作業が昨年度、全学的に行われ、薬学部教務委員会で議論し、薬学部教授会で承認されている。従って、本観点は満たされている。

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

[点検・評価]

本項目の基準は満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・教育研究上の目的が、医療環境や社会情勢の変化に対応できるように、教務委員会や教授会を通じて定期的に検証され、見直される体制が確立している。【基準 1-1】

[改善計画]

- ・現時点で早急に改善計画を立案する必要がある項目はないと考える。しかしながら、学則記載の教育研究上の目的については、2～3年後を目処に全学的な文言の見直しの議論がなされることになっている。【基準 1-1】

『薬学教育カリキュラム』

2 カリキュラム編成

【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

〔現状〕

観点2-1-1に関して：本薬学部では、教育研究上の目的である「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」に対応して、以下に示す4つのカリキュラム・ポリシーを明文化している（根拠資料2-1-①：薬学部ホームページ<http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>、根拠資料2-1-②：崇城大学ホームページ<http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/policy.html>）。従って、本観点は満たされている。

1. 人間性・倫理観を養うために、教養・倫理教育を継続的に実施します。
2. 高度な医療と健康増進、公衆衛生の向上に対応できる能力を養うために、医療系科目を充実させます。
3. 問題発見・解決能力を養うために、PBL（Problem Based Learning）学習、実習および卒業研究を充実させます。
4. 学習成果基盤型教育（Outcome Based Education）に基づいて、効果的な学習ができるように科目を編成します。

観点2-1-2に関して：本薬学部では、教務委員会において、数年に1回程度カリキュラム・ポリシーの改訂に関する議論を行い、改訂の必要がある場合には、改訂案を教授会に諮り、協議の上で承認を得る体制となっている。従って、本観点は満たされている。

観点2-1-3に関して：本薬学部では、前記のカリキュラム・ポリシーは、年度始めに周知されている。その内容を、学生に対して各学年の担任教員が行うオリエンテーション時に印刷物として配布した上で説明している。さらに改訂モデル・コアカリキュラムに対応したカリキュラム・ポリシーおよびカリキュラム・マップを

収載した冊子体の配布をしている（根拠資料 2-1-④：平成 29 年度シラバス関連資料）。従って、本観点は満たされている。

観点 2-1-4 に関して：カリキュラム・ポリシーは薬学部ならびに本学ホームページ上に掲載され、広く社会に公表されている（根拠資料 2-1-①：薬学部ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>、根拠資料 2-1-②：崇城大学ホームページ <http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/policy.html>）。従って、本観点は満たされている。

【基準 2-2】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【観点 2-2-2】薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っていないこと。

【観点 2-2-3】薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。

[現状]

観点2-2-1に関して：本薬学部薬学教育カリキュラムは、観点2-1-1に記した4つのカリキュラム・ポリシーに基づいて編成されている（基礎資料4、根拠資料：時間割表（1年分）、根拠資料2-2-①：学生便覧 pp.59-62）。すなわち、（1）人間性の涵養に関わる教養科目を1、2年次に配置していることに加え、専門課程のほぼ全学年にわたって倫理教育に関する授業科目を連続的に配置している。また、（2）医療系科目が専門科目全体の約3分の1を占め、薬理学、薬物動態学、臨床検査学、薬物投与設計学、薬物治療学の単位数を充実させている。また、内容についても、現役の医療従事者から最新の医薬知識や技術を学ぶ機会を多く設けている。（3）倫理に関わる授業科目や実習科目に学生を主体とした少人数グループによる授業形式を積極的に取り入れることによって、また、卒業論文実習を4年次から開始することによって、議論、考察、発表、討論を通じた問題発見・解決能力を育む機会を多く設けている。なお、（4）上記の科目を含む各専門科目は、学習成果基盤型教育に基づき、本薬学部が掲げる薬剤師に必要とされる基本的資質に対応づけながら、カリキュラムに組み込まれている（基礎資料4）。従って、本観点は満たされている。

観点2-2-2に関して：薬学共用試験や薬剤師国家試験に対応する意味合いを含む必修科目の総単位数は10単位であり（「薬学演習Ⅰ」（4年次、1単位）、「薬学演習Ⅱ」（4年次、2単位）、「総合薬学演習Ⅰ」（5年次、1単位）および「総合薬学演習Ⅲ」（6年次、6単位））、卒業要件単位（192単位）に占める割合は5%程度である（根拠資料2-2-①：学生便覧 pp.59-62）。なお、上記の科目に対応する旧カリキュラムの必修科目の総単位数は6単位であり（「総合薬学演習Ⅰ」（3年次、1単位）、「総合薬学演習Ⅱ」（4年次、2単位）、総合薬学演習Ⅲ（6年次、3単位））、卒業要件単位（194単位）に占める割合は3%程度である（根拠資料2-2-②：薬学部薬学科カリキュラム新旧対照表）。つまり、新、旧カリキュラムにおける当該科目の占める割合は極めて低く、本薬学部のカリキュラム編成は観点にある試験の合格を目指した教育に偏重していない。従って、本観点は満たされている。

観点 2-2-3 に関して：本薬学部には、学部の教育全般に関わる事案の企画立案と実施のための機関として教務委員会が設置されていると共に、カリキュラム検討委員会が設置されている。カリキュラムの検討、企画、変更に関して、大規模あるいは重要な案件は同委員会が対応し、小規模あるいは単純な案件は教務委員長あるいは学科長が対応し、教務委員会を経るなどして教授会に諮られる。従って、本観点は満たされている。

2 カリキュラム編成

[点検・評価]

本項目の各基準は満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・ 4 項目のカリキュラム・ポリシーが、教育研究上の目的の下に、規定、明文化されている。改訂を要する場合には、教務委員会および教授会を通じて協議、承認される体制を整えている。【基準 2-1】
- ・ 授業科目はカリキュラム・ポリシーに基づいて策定されている。国家試験の受験準備教育の意味合いを含む科目の総単位数の割合は、卒業要件単位数に対して 5 % 程度であり、本薬学部のカリキュラム編成は試験の合格を目指した教育に偏重していない。カリキュラムの改訂に関わる事案は、教務委員会や教授会等によって協議される体制が確立されている。【基準 2-2】

[改善計画]

- ・ 現時点で早急に改善計画を立案する必要がある項目はないと考える。

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 3-1-1-1】医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。

【観点 3-1-1-2】医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-3】医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-4】ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 3-1-1-5】単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

〔現状〕

観点3-1-1-1に関して：本薬学部では、「患者・他の医療職から信頼される、薬剤師に相応しい高い使命感、責任感、倫理観ならびにコミュニケーション能力を身につける」ための資質を養成することを目的に、ヒューマニズム・医療倫理に関する講義や実習を、以下に記すようにほぼ全学年にわたって体系的にカリキュラムに組み込んでいる（基礎資料4、根拠資料：時間割表（1年分））。具体的には、薬学の役割や薬剤師の社会的使命を概説する「薬学概論」（1年次）を、倫理観や職業観の芽生えを促す「早期体験学習」（1年次）および「生命倫理学」（1年次）に接続している。これらの1年次の学習内容は、他者との信頼関係を構築する方法や態度を学習する「コミュニケーション論」（2年次）および「看護福祉概論」（3年次）を学習するための基礎となる。さらにこれらの科目は、現実的な倫理症例問題を扱う「医薬倫理学」（4年次）、あるいは、患者・医療スタッフへの模擬対応、または模擬調剤を行う「実務実習事前学習」（4年次）に発展的に接続され、「病院・薬局実務実習」（5年次）を経験することによる、確かな倫理観、職業観、責任感の醸成につながってゆく（基礎資料4）。従って、本観点は満たされている。

観点3-1-1-2に関して：「薬学概論」（1年次）においては、薬害訴訟原告団の代表者や医薬品開発の業務経験を持つ学内教員などが、実体験に基づいて形成された倫理観や職業観を交えながら講義を行っているほか、「早期体験学習」（1年次）では、学生が医療機関に訪問して医療業務従事者や患者と対話するなど、現場の雰

囲気を直接感じてもらう機会を提供している（根拠資料：シラバス）。また、「医薬倫理学」（４年次）では、ケーススタディを取り入れ、グループ討論や発表を行うなどして、医療人に要求される倫理観、使命感、職業観が醸成される教育を行っている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点３-１-１-３に関して：「早期体験学習」（１年次）では、地域の医療・介護施設や行政の協力のもと特徴的な臨地実習を実施している（根拠資料：シラバス、根拠資料３-１-１-①：平成 29 年度早期体験学習報告書）。「コミュニケーション論」（２年次）においては、座学によって患者心理の分析と理解方法を、および、ロールプレイによって好ましい傾聴の方法を学習する教育を行っている（根拠資料：シラバス）。「実務実習事前学習」（４年次）においては、臨床現場で活躍する薬剤師を講師として招聘し、チーム医療に不可欠な他の医療従事職との相互の信頼関係を構築するための知識及び態度を身につける教育を行っている。更には、車いす利用者の指導の下に車いす体験実習も行っており、障害を持った人達が建物や街でいかに生活しづらいかを経験させることによって、ノーマライゼーションの考え方を理解させる教育も行っている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点３-１-１-４に関して：「生命倫理学」（１年次）、「早期体験学習」（１年次）、「コミュニケーション論」（２年次）、「看護福祉概論」（３年次）、「医薬倫理学」（４年次）において、ヒューマニズム・医療倫理の段階的醸成を図っている（根拠資料：シラバス）。例えば、「生命倫理学」では、倫理学の基礎的なテーマに対して個人の意見発表の場を設けて、その意見の根拠が倫理的視点を持っているかどうかを教官が評価している。また、「医薬倫理学」では、現実的な倫理症例問題を題材にして、スモールグループディスカッションを行い、討議内容、発表態度、最終報告書内容等に基づいてポイントを与え、定期試験の成績に反映させている。これらと同様の評価は関連する全ての科目で行われている。従って、本観点は満たされている。

観点３-１-１-５に関して：基準（３-１）に関わる必修授業科目（選択必修科目を含む）は、「薬学概論」（１年次・１単位）、「早期体験学習」（１年次・１単位）、「生命倫理学」（１年次・１単位）、「コミュニケーション論」（２年次・１単位）、「看護福祉概論」（３年次・１単位）、「医薬倫理学」（４年次・１単位）の計 6 単位である（根拠資料３-１-１-②：学生便覧 pp.59-62）。これらに加えて、（３-２）～（３-５）に関わる必修授業科目（選択必修科目を含む）の単位数は計 34 単位である（根拠資料３-１-１-②：学生便覧 pp.59-62）。よって、以上に挙げた科目の合計単位数は 40 単位となり、卒業要件単位数である 192 単位の 1/5 である 39 単位を上回っている（根拠資料３-１-１-②：学生便覧 pp.59-62、根拠資料３-１-１-③：学生便覧 p.28、表 3-1-1）。さらに選択科目として選択外国語（１年次・２単位）、血清製剤学（４年次・１単位）、実用薬学英语（５年次・１単位）を配置している（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

表 3-1-1 医療人教育の基本的内容に関わる授業科目

区分		開講年次	授業科目名	単位数	基準番号
総合 教育	人間科学	1、2	(20 科目から選択) *1	計 8 以上	(3-2)
	外国語	1、2	英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ	計 8	(3-2)
		1	選択外国語*2	2	(3-2)
専門基礎		1	薬学基礎数学	1	(3-3)
		1	薬学基礎数学演習	1	(3-3)
		1	薬学基礎物理学	1	(3-3)
		1	薬学基礎物理学演習	1	(3-3)
		1	薬学基礎化学	1	(3-3)
		1	薬学基礎化学演習	1	(3-3)
		1	薬学基礎生物学	2	(3-3)
専門課程		1	生命倫理学	1	(3-1)、(3-2)
		1	薬学概論	1	(3-1)、(3-5)
		1	早期体験学習	1	(3-1)、(3-2)、 (3-3)、(3-5)
		1	基礎情報処理演習	1	(3-3)
		2	コミュニケーション論	1	(3-1)、(3-2)
		3	看護福祉概論	1	(3-1)、(3-2)
		3	基礎科学英語	1	(3-2)
		3	医薬品安全性学Ⅰ	2	(3-4)
		3	医薬品安全性学Ⅱ	1	(3-4)
		4	医薬倫理学	1	(3-1)
		4	薬学英語	1	(3-2)
		4	血清製剤学*2	1	(3-4)
		4	薬剤師業務概論	1	(3-4)、(3-5)
		4	薬事関連法規	1	(3-4)
		4	薬局管理学	1	(3-4)、(3-5)
		5	実用薬学英語*2	1	(3-2)
		6	医学英語*1	1	(3-2)
		総単位数*3		44	
		卒業要件単位数 (卒業要件単位数の 1 / 5)		192 (39)	

*1: 選択必修科目

*2: 選択科目

*3: 選択科目および選択必修科目の単位数を含む。

(3-2) 教養教育・語学教育

【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

〔現状〕

観点3-2-1-1に関して：本学では、本観点到該当する教養科目を、総合教育：人間科学分野に定めており、薬学部では「日本の文学Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「人間と心理Ⅰ、Ⅱ」（2年次、選択必修）、「人間と教育Ⅰ、Ⅱ」（2年次、選択必修）、「歴史学と課題Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「現代社会と法Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「ベンチャー起業論Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「環境科学Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「生涯スポーツ教育Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「健康・スポーツ科学理論」（1年次、選択必修）を提供している（根拠資料：時間割表（1年分）、根拠資料：シラバス、根拠資料3-2-1-①：学生便覧 pp.59-62）。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-1-2に関して：本薬学部では、観点3-2-1-1に記したように、薬学準備教育ガイドラインに準拠した形で開講されている科目を選択必修科目として準備している。特に相互関連性の強い（ⅠとⅡに分割されている）教養科目の時間割編成については、当該科目をそれぞれ同一学年の前期と後期に割り当てた上で、同一曜日の同一時限に配置することによって、学生が継続的に履修して学べるように最大限配慮している（根拠資料：時間割表（1年分）、根拠資料3-2-1-①：学生便覧 pp.59-62）。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-1-3に関して：本学で開講している教養科目のほとんどは、薬学部生のみならず他学部在籍する1、2年次学生も対象としている。このため、教養科目が必ずしも薬学領域の学習に関連づけて準備されている訳ではない。しかしながら、「環境科学Ⅰ、Ⅱ」では、身近な環境問題のみならず人間の社会活動に起因する公害問題とその健康被害について広く学ぶ機会が提供されており、また「人間と心理Ⅰ、Ⅱ」では、薬剤師が患者心理を推し量るための基礎的素養を学ぶことが可能であるなど、薬学分野との関連性が強い科目となっている（根拠資料：シラバス）。さらに、ベンチャーマインドの育成とその実践を目指す「ベンチャー起業論Ⅰ、Ⅱ」

では、最先端の技術革新や経営環境の変化を俯瞰しながら、薬学部生が将来医療関係者としてどのように社会貢献できるかを考える機会となっている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

【基準 3-2-2】

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-1】相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-2】聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-3】個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

[現状]

観点3-2-2-1に関して：「コミュニケーション論」（2年次）において、医療の専門家として相手の立場、心理や環境を理解するために必要となるコミュニケーションの基本的知識、技能、態度を習得することができるように講義とロールプレイを行なっている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-2-2に関して：観点3-2-2-1に記す「コミュニケーション論」に加えて、「実務実習事前学習」（4年次）では、小グループに分かれて基本的な疾患の症例について病態、診断、臨床検査値、治療法や薬物療法などを調査・解析し、その内容をもとに患者に対応するというロールプレイ方式での発表を行っている（根拠資料：シラバス）。このため、患者の質問の意図を理解する能力や、薬剤師（実習生）として意見をわかりやすく相手に伝える表現力が養われるものとなっている。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-2-3に関して：「生命倫理学」（1年次）、「早期体験学習」（1年次）、「コミュニケーション論」（2年次）、「看護福祉概論」（3年次）、「基礎科学英語」（3年次）、「医薬倫理学」（4年次）、および「実務実習事前学習」（4年次）においては、各課題に対して個人の意見を整理して発表したり、あるいは、スモールグループディスカッションによってまとめた意見を発表する機会が多く設けられている。以上に挙げたほとんどの科目が必修科目として全学年にわたり提供されている（根拠資料：シラバス）。このため学生は、グループディスカッションやロールプレイを繰り返し経験することによって、個々人には多様な考え方があることを理解できるのみならず、自己の考えや意見を適切に表現する能力を身につけることができる。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-2-4に関して：基準3-2-2に挙げた各科目では、自己表現能力を評価するための指標をシラバスに明記しており、それに基づいて評価を行っている。

従って、本観点は満たされている。

【基準 3-2-3】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

- 【観点 3-2-3-1】語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。
- 【観点 3-2-3-2】語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。
- 【観点 3-2-3-3】医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。
- 【観点 3-2-3-4】医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。
- 【観点 3-2-3-5】語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。

〔現状〕

観点3-2-3-1に関して:本学は国際公用語である英語の教育を重視しているため、英語に関わる授業科目のほとんどを必修科目として提供している。一方、ドイツ語、中国語については選択外国語科目として提供している(根拠資料:シラバス)。特に重視している英語については、「英語Ⅰ、Ⅱ」(1年次)、「英語Ⅲ、Ⅳ」(2年次)、「基礎科学英語」(3年次)、「薬学英語」(4年次)、「実用薬学英語」(5年次)、「医学英語」(6年次)の8科目を用意している(根拠資料:シラバス)。上記の科目では、一般向けテキスト、科学読み物、医薬品添付文書、症例説明、学術論文、科学講演の録音、医療ドラマなどによって読み聞きした内容を、教員や学生との会話、ロールプレイ、発表あるいは作文によって、話したり、書いたりして表現することで定着させる教育方法を取り入れている(基礎資料5)。特に、1、2年次学生に提供している「英語Ⅰ、Ⅱ」および「英語Ⅲ、Ⅳ」では、SILC(Sojo International Learning Center)に所属する、英語を母国語とする専任教員の下に、30人程度の習熟度別クラスを5クラス編成することによって、本観点にある4つの語学要素が学習できる環境を整えている(根拠資料:シラバス)。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-3-2に関して:学生が無理なく受講できるように、英語科目を半期に1科目割り当てるように配慮している。さらに、1年次から4年次では、観点3-2-3-1に記された全ての語学要素の提供に努めた上で、全英語科目を必修化することによって、学生が漏れなく履修できる体制を整えている(根拠資料:時間割表(1年分)、根拠資料3-2-3-③:学生便覧 pp.59-62)。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-3-3に関して:「薬学英語」(4年次)では、健康、ライフスタイル、薬学関係の英語コミュニケーション能力の向上を目的とし、学年を2クラスにわけ、

外国人英語教員により授業が実施されている。薬学分野の興味あるトピックを用いた英語でのプレゼンテーション（ポスター発表）を最終課題とし、グループ学習や演習を基本に「読む」「書く」「聞く」「話す」の4要素を取り入れた授業を行っている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-3-4に関して：「実用薬学英語」（5年次）と「医学英語」（6年次）では、「薬学英語」（4年次）で身につけた英語力をさらに発展させるために、観点3-2-3-1に記された学習方法を用いながら、英語論文を教材として利用するなどして、より専門性の高い医療分野の英語が身につくように努めている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-3-5に関して：「英語Ⅰ、Ⅱ」（1年次）および「英語Ⅲ、Ⅳ」（2年次）では、学生各人の英語力に合わせた習熟度別小規模クラス（30人程度）を5クラス編成して、日常英語が無理なく修得できる教育を行っている（根拠資料3-2-3-①：平成29年度英語Ⅰ授業クラス編成表、根拠資料3-2-3-②：平成29年度英語Ⅲ授業クラス編成表）。この上で、「基礎科学英語」（3年次）、および「薬学英語」（4年次）では、臨床で使われる基本的な英語が、さらに「実用薬学英語」（5年次）、および「医学英語」（6年次）では、より専門性の高い英語が学習できるようにカリキュラムを編成している（基礎資料4、根拠資料3-2-3-③：学生便覧pp.59-62）。従って、本観点は満たされている。

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

〔現状〕

観点3-3-1-1に関して:薬学専門教育を効果的に履修することができるように、本薬学部では表3-3-1に示す準備教育科目を設定している(基礎資料4、根拠資料3-3-1-①:学生便覧 pp.59-62)。表3-3-1に示すように、すべての科目が1年次前期に実施されており、これらは、本格的に薬学を学ぶために必要な最低限の知識を習得する準備教育科目として位置づけられている。ただし、学修履歴や習熟度を考慮されておらず、今後改善が必要である。また薬学基礎化学については、補講を実施し、1年次学生全員が必要な知識を習得することに努めているが、不十分であるため、効果的な方策を検討していく。従って、本観点は概ね満たされている。

表3-3-1 準備教育科目

科目名	単位数	開講時期
薬学基礎数学	1(必修)	1年前期
薬学基礎数学演習	1(必修)	1年前期
薬学基礎物理学	1(必修)	1年前期
薬学基礎物理学演習	1(必修)	1年前期
薬学基礎化学	1(必修)	1年前期
薬学基礎化学演習	1(必修)	1年前期
薬学基礎生物学	2(必修)	1年前期
基礎情報処理演習	1(必修)	1年前期

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

〔現状〕

観点 3-3-2-1 に関して：本薬学部では、「早期体験学習」（根拠資料：シラバス p.83）の教育目標を「現場などの体験を行う」、「薬剤師の職能とは何かを学ぶ」ことに加え、「弱者や社会に奉仕することにより、医療人としての態度や礼儀の基礎を学び、ケアすることの大切さを実感させる」とことと定めている。そこで、臨地体験実習を通じた人々との触れ合いにより、学生が自らケアの対象者への思いやりやコミュニケーション能力の必要性に気づくなどの自己啓発を促している。このため、表 3-3-2 に示すように、薬局、病院に加えて、小児福祉施設や老人介護施設においても「早期体験学習」を実施している。従って、本観点は満たされている。

表 3-3-2 早期体験学習受入れ施設数

実習施設	小児福祉施設	老人介護施設	介護施設併設病院	病院・診療所	保健所	保険薬局	その他	計
平成 24 年度	8	6	4	16	1	3	2	40
平成 25 年度	8	9	4	13	1	7	2	44
平成 26 年度	7	9	4	13	1	3	3	40
平成 27 年度	7	8	3	14	1	6	3	42
平成 28 年度	7	8	4	13	1	6	3	42
平成 29 年度	4	9	2	16	1	5	3	40

観点 3-3-2-2 に関して：各実習施設での臨地体験実習後に、学生による発表会を行なっている。発表会では学生が PowerPoint を用いて作成したスライドを使って発表を行い、それに対して学生間での討論や実習指導教員との質疑応答を行なっている。本発表会では発表、質疑応答を通して、情報の共有化が図られている（根拠資料 3-3-2-①：平成 29 年度早期体験学習報告書、根拠資料 3-3-2-②：平成 29 年度早期体験学習発表会資料（抜粋））。従って、本観点は満たされている。

1 年次前期後半には薬剤師の多様な活躍の場を知るために、複数回、薬剤師を外部講師として招き講演していただいている。さらに自分の将来、具体的にどういう薬剤師を目指すのかをスモールグループディスカッションを実施して早期体験学習の学習効果を高める工夫をしている。上記のことに加え、学生は臨地体験実習を行なう施設の概要や職務内容に関わる項目（例えば、認知症、介護、ターミナルケア

等) について事前に調べ、レポートを作成し十分な準備をしたうえで早期体験学習に臨んでおり、全体を通して学習意欲が高まる工夫がなされている。この効果は、早期体験学習報告書によって確認できる(根拠資料 3-3-2-①: 平成 29 年度早期体験学習報告書)。

(3-4) 医療安全教育

【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めていること。

〔現状〕

観点3-4-1-1に関して：「医薬品安全性学Ⅰ、Ⅱ」（3年次）や「血清製剤学」（4年次）では日本の薬害史（スモン、サリドマイド、ペニシリンショック、クロロキン、ストレプトマイシン、イレッサ、ソリブジン、輸入非加熱製剤など）に関して教育を行っているほか、「薬剤師業務概論」（4年次）では医薬品の適正使用に関して、さらに「薬局管理学」（4年次）や「薬事関連法規」（4年次）では、関連法規（被害者救済制度、改正薬事法、血液法など）に関して教育を行っている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点3-4-1-2に関して：平成29年度は、「薬学概論」（1年次）の中で、薬害肝炎全国原告団代表の山口美智子先生による特別講義（演題：薬害が繰り返されない未来に）を行い、薬害について学生が肌で感じる機会を提供している。さらに「医薬品安全性学Ⅰ、Ⅱ」（3年次）では、医薬品の有害事象や副作用発現に影響を及ぼす因子を医学・薬学的見地から解説することによって、医薬品の適正、安全使用に関する客観的な判断力が養われるように配慮されている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

(3-5) 生涯学習の意欲醸成

【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。

【観点 3-5-1-1】医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。

【観点 3-5-1-2】卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。

【観点 3-5-1-3】生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。

〔現状〕

観点3-5-1-1に関して：学生には以下の機会が提供されている。すなわち、「薬学概論」（1年次）においては、教員から生涯学習に関する概説を聞くことができる（根拠資料：シラバス）。同時期の「早期体験学習」（1年次）では、薬剤師などの医療従事者から、その重要性を聞くことができる（根拠資料：シラバス）。「薬剤師業務概論」（4年次）および「薬局管理学」（4年次）では、教員から、最新の医療技術、治療方法を学ぶために薬剤師研修会や勉強会に参加して研鑽を重ねることの必要性を聞く機会を設けている（根拠資料：シラバス）。さらに「実務実習事前学習」（4年次）では、第一線で活躍する薬剤師から、職能を十分に発揮するための生涯学習の重要性を聞く機会がある（根拠資料：シラバス、根拠資料3-5-1-①：実務実習事前学習 I-b、II-a＜ご指導頂く薬剤師の皆様＞、根拠資料3-5-1-②：平成29年度実務実習事前学習参加医療機関・薬剤師一覧）。従って、本観点は満たされている。

観点3-5-1-2に関して：本薬学部が毎年開催する卒後研修会については、全学年が閲覧可能な学内掲示板を通して広報しており、学部学生の積極的な参加を促している。また同様に、県薬剤師会、病院薬剤師会、あるいは他大学などが主催する学生を対象とした研修会についても一部を広報し、参加を呼びかけている。本年度は、本学轟田聡教授に「多職種連携協働と薬剤師」について、知命堂病院薬剤科の武藤浩司先生に「高齢者のポリファーマシーの現状とその対策」についてご講演して頂いた。聴講には、総勢84名（卒業生36名、教職員14名、在校生34名）が訪れた。さらに講演終了後に情報交換会として在校生と外部参加者との交流の機会を設けた（総勢55名（卒業生13名、教職員12名、在校生30名））（根拠資料3-5-1-③：平成29年度崇城大学薬学部卒後薬剤師支援研修会案内）。さらに薬剤師卒後教育研修会として外部講師を招き研修会を4回（12月26日、2月13日、2月27日、3月13日）実施し、延べ27名の学生が聴講した（根拠資料3-5-1-④：平成29年度薬

剤師卒後教育研修会（摩訶泉会：まかせんかい）開催案内メール）。従って、本観点は十分満たされている。

観点 3-5-1-3 に関して：生涯学習に対する意欲が効果的に醸成されるように、座学である「薬学概論」（1 年次）、「薬剤師業務概論」（4 年次）、「薬局管理学」（4 年次）と、実習科目である「早期体験学習」（1 年次）、「実務実習事前学習」（4 年次）とを車の両輪として、バランスよく科目を配置している（基礎資料 4、根拠資料：時間割表（1 年分））。従って、本観点は満たされている。

『薬学教育カリキュラム』

3 医療人教育の基本的内容

[点検・評価]

本項目の各基準は満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・医療人に必要とされる倫理観、使命感、職業観が段階的に醸成される教育を提供している。独自の試みである車いす体験実習を通じて、ノーマライゼーションの考え方を醸成する教育も提供している。本項目に関わる諸科目の合計単位数は、医療人の育成に十分に足りている。【基準3-1-1】
- ・一部の教養科目において、医療人としての素養や医療人として勤労することへの自覚を育む講義を提供している。【基準3-2-1】
- ・英語に関する教養ならびに専門科目のほとんどを必修化している。教養科目の英語では、英語を母国語とする教員の下に、少人数の習熟度別クラスを編成し、各人の能力に合わせて4つの語学要素が学習できる体制を整えている。【基準3-2-3】
- ・薬学専門教育の準備教育科目を8科目9単位提供しているが、学修履歴や習熟度は考慮されておらず、今後改善が必要である。【基準3-3-1】
- ・薬剤師の先生に講演していただき、薬剤師の多様な活躍の場を知る機会を1年次に提供している。さらに自分の将来、具体的にどういう薬剤師を目指すのかを考えてもらい、早期体験学習の学習効果を高める工夫をしている。【基準3-3-2】
- ・薬害や医療過誤問題に関しては、1年次に薬害肝炎患者から、薬害の実情を直接聞くことができる機会を提供している。また、本学教員を中心に、医薬品の有害事象、薬害の歴史と発生の社会的背景、および薬剤師が取り得る対策や予防策について教育を行っている。【基準3-4-1】
- ・実務実習事前学習では、学生と現役薬剤師が接する機会を設け、また、卒後研修会では在学生の参加を推奨しており、生涯教育の意欲醸成に積極的に取り組んでいる。【基準3-5-1】

[改善計画]

- ・薬学専門教育の準備教育科目について、1年次学生全員が必要な知識を習得す

ることに努めているが、不十分であるため、効果的な方策を検討していく。

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

[現状]

観点4-1-1-1に関して：本薬学部では、シラバスの全学統一書式の項目にある「概要」と「到達度目標」に、薬学教育モデル・コアカリキュラムにある「一般目標」と「到達目標」をそれぞれ記載している。「到達目標」は全ての必修授業科目のシラバスに薬学教育モデル・コアカリキュラムの対応番号とともに明記されているが、「一般目標」に関しては、必ずしも全ての授業科目のシラバスに明記されている訳ではない。しかし薬学教育モデル・コアカリキュラムを収載したシラバス関連資料を配布しており、これを参照することで学生は科目と「一般目標」の対応を確認することが可能となっている。本薬学部のカリキュラムでは、全ての到達目標を必修科目によってカバーしているため、これらを学修することにより一般目標を達成できるようになっている（基礎資料3、根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

【基準 4-1-2】

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

〔現状〕

観点4-1-2-1に関して：「知識」については、一般的な講義形式に留まらず、学生から意見や答えを引き出す対話形式の学習方法を用いた教育に努めている。「技能」については、座学で学んだ基本的な実験手法を実験実習において実践させることで修得できる教育を行っている。「態度」については、「早期体験学習」や「コミュニケーション論」におけるロールプレイを通じて、医療人として身につけておくべき態度を学習した上で、「実務実習事前学習」ならびに「病院・薬局実務実習」によって、これを実践的に学習できる教育を行っている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点4-1-2-2に関して：「薬学基礎化学演習（1年前期）」の6コマを利用して基礎的な実験実習およびレポート作成指導を行っている。3年次には基礎系実験実習として、「分析・物理化学実習」（1単位）、「薬化学・生薬学実習」（1単位）、「医薬品化学実習」（1単位）、「微生物学実習」（1単位）、「生化学実習」（1単位）、「衛生化学実習」（1単位）、「薬理学実習」（1単位）、および「製剤・薬剤学実習」（1単位）を開講した（根拠資料：シラバス）。上記の実験実習科目では「技能」については、個人、あるいはグループに分かれて実験課題に取り組み、実験の手技と基本原理が学習できるように構成され、「態度」については、実験、レポート作成、あるいはプレゼンテーションによって、科学的思考力の醸成に必要な、観察する姿勢、調査する姿勢、および批判する姿勢が身につくように構成されている。なお、実験実習に関わる技能ならびに態度の到達目標の全てが、前記の科目によってカバーされている（基礎資料3）。従って、本観点は満たされている。

観点4-1-2-3に関して：基礎系教員、医療系教員においては添付文書等の医薬品情報を適宜取り入れながら、基礎と臨床の知識を関連づける講義に努めている。さらに臨床医として診察を続けている常勤教員（3名）を含めた医療系教員が様々な科目を担当し、臨床における実際の病理所見、検査値、および医療問題等を取り上げな

がら、基礎知識との関連がわかる講義を広く提供している。従って、本観点は満たされている。

観点 4-1-2-4 に関して：「実務実習事前学習」では、薬剤師 37 名および臨床検査技師 2 名、看護師 1 名総勢 40 名の外部協力スタッフと障がい者 1 名が指導者として参加、協力している（根拠資料：シラバス、根拠資料 4-1-2-②：実務実習事前学習 I-b、II-a<ご指導頂く薬剤師の皆様>、根拠資料 4-1-2-③：平成 29 年度実務実習事前学習参加医療機関・薬剤師一覧、根拠資料 4-1-2-④：平成 29 年度実務実習事前学 II-b 実習書、根拠資料 4-1-2-⑤：平成 29 年度実務実習事前学習外部協力スタッフ）。また、一部の専門科目では、専門医、指導医、治験室長、看護師、管理栄養士などを外部講師として招聘している。例えば、「救急救命医学」（5 年次）（根拠資料：シラバス）では、ICLS（Immediate Cardiac Life Support）講習が行われており、学生が熊本 ICLS 協会のインストラクターである現役の救急救命士、理学療法士、看護師、および医師に実践的な心肺蘇生術の指導を仰ぎながら交流できる科目となっている（根拠資料 4-1-2-⑥：平成 29 年度崇城大学薬学部 ICLS コース外部協力スタッフ一覧、根拠資料 4-1-2-⑦：崇城大学ホームページ<薬学部生限定 ICLS コースを開催><http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/news/170828_008187.html>）。本年度は 5 年生 22 名、6 年生 2 名が受講した。従って、本観点は満たされている。

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】 効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

〔現状〕

観点4-1-3-1に関して：本薬学部では、各授業科目を、教養科目に該当する「総合教育」、科学的に考える素養を身につける「専門基礎」、および薬学的知識・技能を身につける「専門課程」の3群に分類している（根拠資料4-1-3-①：学生便覧pp.59-60）。カリキュラム編成において、「総合教育」科目については、人間性の涵養を大きな目的として1、2年次に配置している。一方、「専門基礎」および「専門課程」を構成する科目については、本薬学部のカリキュラム・ポリシーの1つである「学習成果基盤型教育（Outcome Based Education）に基づいて、効果的な学習ができるように科目を編成します」に準じて策定した4つの学習アウトカムに対応づけ、相互関連性に配慮しながら、基礎から発展、応用的な内容へと段階的に学習できるように配置している（基礎資料4、根拠資料4-1-3-②：薬学部ホームページ<http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>、根拠資料4-1-3-③：崇城大学ホームページ<http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/policy.html>）。例えば、「医薬品・生体に関する基本的な知識の習得」を指向する物理系科目においては、1年次前期に配置した「薬学基礎物理学」から、上位科目である「物理化学Ⅰ」（1年次後期）、「物理化学Ⅱ」（2年次前期）および「物理化学Ⅲ」（2年次後期）に至るまで、段階的に接続されている。更にこれらの科目は、その知識を基礎として学習を進める3年次以降の「製剤学Ⅰ」、「製剤学Ⅱ」、および「製剤学Ⅲ」へと順次接続されている。また、実験実習科目である「分析・物理化学実習」を3年次に配置することによって、物理化学的な知識の定着と技能や態度の効果的な修得を図り、4年次から始まる卒業論文実習を展開するための基礎力が養成されるようになっている（基礎資料4）。従って、本観点は満たされている。

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

【観点 4-2-1-1】薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。

【観点 4-2-1-2】大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。

【観点 4-2-1-3】大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。

〔現状〕

観点4-2-1-1に関して：本薬学部在教育研究上の目的である「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」に基づいて、以下のアドバンスト科目を大学独自の薬学専門教育を含む科目として4年次以降に配置している。まず、将来薬剤師が置かれる医療環境を見据えた授業科目として、「マーケティング」（4年次）、「実用薬学英语」（4年次）、「未病治療学」（5年次）、「環境薬学」（5年次）、「臨床薬理学Ⅲ」（5年次）、「救急救命医学」（5年次）、「応用社会学」（5年次）、「医学英語」（6年次）、「化学療法学」（6年次）、「医療薬剤学」（6年次）、「臨床薬学」（6年次）、「医薬品情報学」（6年次）および「臨床診療学」（6年次）を配置している。次に、医薬品の研究開発能力の醸成を意識した授業科目として、「血清製剤学」（4年次）（根拠資料：p.83）、「生体分析科学」（5年次）、「有機軌道論」（5年次）、「プロセス化学」（5年次）、「製剤設計学」（5年次）、「立体構造解析学」（6年次）、「薬品製造化学」（6年次）、「天然薬物学」（6年次）、「植物資源学」（6年次）、「生命情報科学」（6年次）、「医用生理学」（6年次）、「分子薬効解析学」（6年次）、「環境分析学」（6年次）および「薬物動態システム学」（6年次）を用意している（根拠資料4-2-1-①：学生便覧 pp.59-62）。従って、本観点は満たされている。

観点4-2-1-2に関して：大学独自の薬学専門教育を含む授業科目については、カリキュラムの新、旧に関わらず、当該科目のシラバスにある「概要」の項目にその旨を明記している。従って、本観点は満たされている。

観点4-2-1-3に関して：観点4-2-1-1に記した各授業科目については、新カリキュラムでは選択必修科目として提供している。従って、学生はシラバスを参照することにより、自身のニーズに合致したアドバンスト科目を自由に選択するこ

とが可能である。その上、複数の授業科目を選択することを希望する学生に配慮して、時間割上、類似した領域の授業科目を同一曜日の同一時間帯に配置しないように配慮している（根拠資料：時間割表（１年分））。従って、本観点は満たされている。

『薬学教育カリキュラム』

4 薬学専門教育の内容

[点検・評価]

本項目の各基準は満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・「実務実習事前学習」や「救急救命医学」では、多数の現役薬剤師や救急救命士等を講師として招聘しており、学生が学びながら様々な医療業務従事者と交流できる。【基準4-1-2】

[改善計画]

- ・現時点で早急に改善計画を立案する必要がある項目はないと考える。

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

【基準 5-1-1】

事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-1-1-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-1-1-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-1-1-3】実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。

【観点 5-1-1-4】実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。

【観点 5-1-1-5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 5-1-1-6】実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

〔現状〕

観点5-1-1-1に関して：本薬学部の実務実習事前学習は、「実務実習事前学習Ⅰ（4年前期）」、「実務実習事前学習Ⅱ（4年後期）」および「実務実習演習（5年前期）」で行われている。各科目の教育目標は、実務実習モデル・コアカリキュラムの教育目標（一般目標・到達目標）に準拠して設定されており、シラバスに「到達度目標」として明示されている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-2に関して：本薬学部では、実務実習事前学習を、「実務実習事前学習Ⅰ（4年前期）」、「実務実習事前学習Ⅱ（4年後期）」および「実務実習演習（5年）」の3科目で行っている。4年前期（4月14日～7月28日）には講義・実習を中心に、4年後期（9月19日～1月19日）と5年前期（4月10日～5月2日）には実習・演習を中心に、合計90分×122コマを行っている（表5-1-1、基礎資料6、根拠資料5-1-1-①：平成29年度「実務実習事前学習（実務準備実習）4年」Ⅰ-b、Ⅱ-aスケジュール、根拠資料5-1-1-②：平成29年度実務実習事前学習Ⅱ-b実習書「ブースⅠ～Ⅴ日程」、「ブースⅥ、Ⅶ日程および実習班編成」、根拠資料5-1-1-③：平成29年度「実務実習演習（実務実習事前学習Ⅲ）の予定」）。これらの学習方法、時間数、場所は、実務実習モデル・コアカリキュラムで提示された基準を満たすものとなっている。

これらに加えて、例年成績不振者に対しては再教育を行っている。

表 5-1-1 関連科目と学習方法、実施場所、授業時間

科目（シラバス表記）	時期	主な 学習方法	主な実施場所	授業時間 (時間×コマ)
実務実習事前学習 4年 I-a, I-b, II-a, II-b	4年前期	講義・実習	講義室・実習室	90分×23
	4年後期	実習・演習	模擬薬局や机・椅子を撤去した講義室等のスペース	90分×67 [90分×6] *
実務実習演習 5年	5年前期 (実務実習第Ⅰ期開始前まで)	実習・演習	講義室	90分×32
時間 計				90分×122

* [] 内はコアカリキュラム以外の項目を追加で実習しているコマ数

また、「実務実習事前学習Ⅱ（4年後期）」においては、4年後期の一部の期間（9月20日～10月31日ならびに1月9日～19日）にバイタルサインの確認、救命救急、高齢者・妊婦・車いす体験など実務実習モデル・コアカリキュラムに記載のない独自の項目についても6コマ追加で実施している（表5-1-1 [] 内、根拠資料5-1-1-④：平成29年度実務実習事前学習Ⅱ-b実習書「実習項目」）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-3に関して：本薬学部では、大学設置基準において必要とされる実務家教員を統括責任者として、指導を行っている。また、臨時講師として実務実習委託病院薬局および調剤薬局の薬剤師（37名）、看護師（1名）や臨床検査技師（2名）などの医療スタッフ（括弧内は平成29年度実績）、さらには障がい者自身にも実務家教員のもとで指導に参加していただいております、学生個々の理解度を確認しながら学習を進めている（根拠資料5-1-1-④：平成29年度実務実習事前学習Ⅱ-b実習書「実習項目」、根拠資料5-1-1-⑤：平成29年度実務実習事前学習外部講師）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-4に関して：本薬学部では、実務実習前の教育は「実務実習事前学習Ⅰ（4年前期）」、「実務実習事前学習Ⅱ（4年後期）」および「実務実習演習（5年）」として、実務実習開始1年前から開始直前まで実施されている（基礎資料6、根拠資料：シラバス、根拠資料5-1-1-①：平成29年度「実務実習事前学習4年」Ⅰ-b、Ⅱ-aスケジュール、根拠資料5-1-1-②：平成29年度実務実習事前学習Ⅱ-b実習書「ブースⅠ～Ⅴ日程」、「ブースⅥ、Ⅶ日程および実習班編成」、根拠資料5-1-1-③：平成29年度「実務実習演習（実務実習事前学習Ⅲ）の予定」）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-5に関して：実務実習事前学習の評価は、講義形式で行う項目に関しては主に筆記試験により評価し、その他技能および態度を評価する項目に関しては、実地試験、観察記録やレポート等により、ルーブリック形式で評価している。なお、この学習到達度の評価方法および指標はシラバスに明記されている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-6に関して：本薬学部では、実務実習事前学習は4年前期から5年

前期の実務実習第Ⅰ期開始直前まで行われており（表 5-1-1）、特に 5 年次の「実務実習演習（5 年）」では、知識、技能、態度の最終確認も併せて行っている（基礎資料 6、根拠資料：シラバス、根拠資料 5-1-1-③：平成 29 年度「実務実習演習（実務実習事前学習Ⅲ）の予定」）。平成 29 年度は、138 名の学生全員が第Ⅰ期と第Ⅱ期に実務実習を行なったため、実務実習事前学習の終了時期と実務実習の開始時期が離れた学生はいなかった。従って、本観点は満たされている。

(5-2) 薬学共用試験

【基準 5-2-1】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【観点 5-2-1-1】実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5-2-1-2】薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

〔現状〕

観点 5-2-1-1 に関して：薬学共用試験（CBT および OSCE）の結果は、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づき合否を判定し、本薬学部では薬学部履修規程により、「病院実務実習と薬局実務実習に着手するためには、総合薬学演習（Ⅰ、Ⅱ）および実務実習事前学習（Ⅰ、Ⅱ）の単位を修得するとともに、共用試験〔CBT（Computer-Based Testing）および OSCE（Objective Structured Clinical Examination）〕に合格しなければならない」としており（根拠資料 5-2-1-①：学生便覧 p. 187）、不合格の学生は実務実習を履修できないようになっている。従って、本観点は満たされている。

観点 5-2-1-2 に関して：平成 29 年度薬学共用試験実施要項に従い、本試験（CBT：平成 29 年 12 月 2 日、3 日および OSCE：平成 29 年 12 月 17 日）を、4 年次生 126 名を対象に実施した。本試験に不合格であった学生（CBT：2 名）は、再試験（CBT：平成 30 年 2 月 24 日）を受験し合格となった。共用試験の実施時期、受験者数、合格者数および合格基準は崇城大学薬学部ホームページにて公表している（根拠資料 5-2-1-②：崇城大学薬学部ホームページ「薬学共用試験」欄 <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/examination/>）。従って、本観点は満たされている。

【基準 5-2-2】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】学内の CBT 委員会および OSCE 委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】CBT および OSCE を適切に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

〔現状〕

観点 5-2-2-1 に関して：平成29年度薬学共用試験実施要項に従い計画・実施しており（根拠資料 5-2-2-①：平成29年度崇城大学CBT実施マニュアル、根拠資料 5-2-2-②：平成29年度崇城大学OSCE実施計画書、根拠資料 5-2-2-③：平成29年度崇城大学OSCE実施マニュアル）、薬学共用試験センターより実施方法の改善等の指示は受けていない。従って、本観点は満たされている。

観点 5-2-2-2 に関して：本薬学部ではCBT実施委員会（構成：委員長 1 名、委員 1 名）及びOSCE対策・実施委員会（構成：委員長 1 名、委員 4 名）を組織している（根拠資料 5-2-2-④：平成29年度薬学部委員会委員）。これら委員会は平成29年度薬学共用試験実施要項に則った適正な実施に向けて協議を行い（根拠資料 5-2-2-⑤：CBT実施委員会議事要録、根拠資料 5-2-2-⑥：OSCE対策・実施委員会議事録）、委員会での協議案は随時、薬学部教授会での審議のうえ承認を受けるシステムで、迅速に実施できる体制をとっている。これらの委員会の他に、CBT実施については、試験監督者が、また、OSCE実施に関しては会場委員等が、共用試験が円滑に実施されるように、運営に関わっている。上記のことに加え、CBTおよびOSCEの試験日には関係者以外の施設内への立ち入りを禁じており、また、実施計画・実施状況は外部モニター員の評価を受け、本薬学部の共用試験が公正に実施されるように整備されている。従って、本観点は満たされている。

観点 5-2-2-3 に関して：平成25年3月に改修した本薬学部のコンピュータ演習室には、最新式のコンピュータ150台を整備している。また、インフルエンザ罹患等の特別な事情の学生に対応するために増設した試験室（別室受験室）にはコンピュータ6台を整備し、中継サーバおよびUPSも設置している。このように、入学定員（120名）の学生がCBTを受験できるように対応している。一方、OSCEにおいては講義室、病院薬局実習室および実習室に、5領域6課題の各課題に対しそれぞれ4レーンを設け入学定員（120名）の学生を1日の日程で行えるよう対応している。従って、本観点は満たされている。

(5 - 3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 5-3-1-1】実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-3-1-2】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

【観点 5-3-1-3】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。

【観点 5-3-1-4】薬学部全教員が参画していることが望ましい。

〔現状〕

観点 5-3-1-1 に関して：本薬学部では、医療薬学講座から選出された 4 名の委員と教務委員長からなる実務実習委員会が組織されており（根拠資料 5-3-1-①：平成 29 年度薬学部委員会委員）、実務実習の円滑な実施を目的に企画・調整した事柄について会議を開き、協議している（根拠資料 5-3-1-②：実務実習委員会議事録）。本会議には、状況に応じて当該学年の担任も参加している。従って、本観点は満たされている。

観点 5-3-1-2 に関して：実務実習委員会は図 5-3-1 に示すように、九州・山口地区調整機構と連携の下、実務実習が円滑に行われるように取りまとめる役割を担っている。学内においては、教務委員会や薬学部ハラスメント防止対策委員と連携し、実務実習に係る事案について協議のうえ、学部長に報告し、必要に応じて教授会でも審議している。従って、本観点は満たされている。

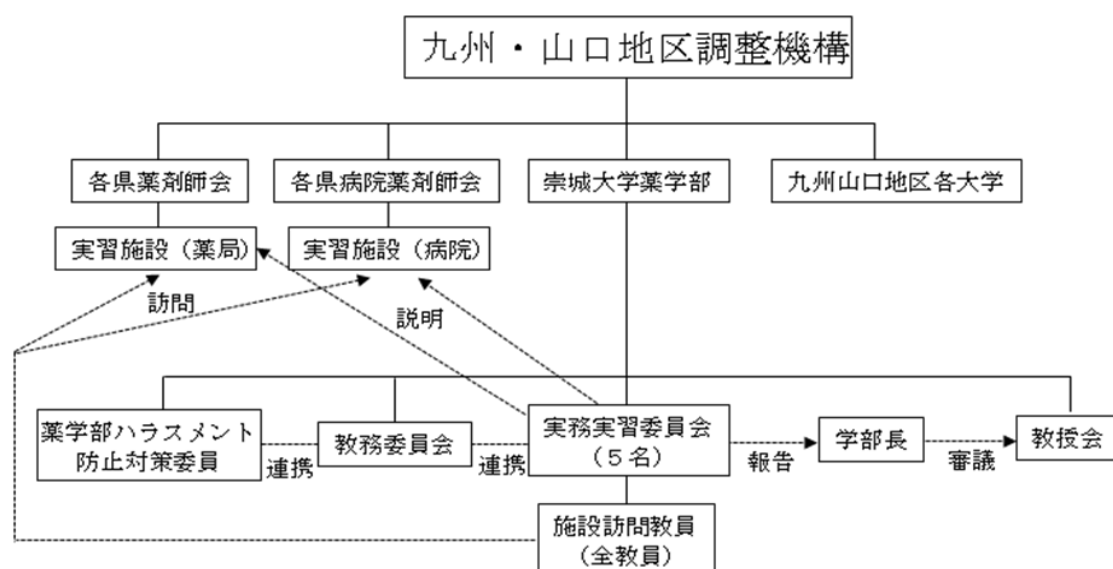


図 5-3-1 実務実習委員会の位置づけ

観点 5-3-1-3 に関しては、4 年次前期に水痘、風疹、ムンプス、麻疹および B 型肝炎に関する抗体価検査を行い、免疫能が不十分な項目についてはワクチン接種を義務付けている。さらに、4 年次後期にはツベルクリン反応を実施するとともに健康診断を行い、5 年次の実務実習に備えている（根拠資料 5-3-1-③：抗体価検査結果）。なお、実務実習を行う学生の抗体価検査、ワクチン接種、ツベルクリン反応検査および健康診断の受診率は 100%である。また、医療系学生の傷害・賠償・感染事故等に対応できる総合補償制度「Will2」（日本看護学校協議会共済会）にも全員加入した上で実習に臨んでいる（根拠資料 5-3-1-④：総合補償制度「Will」加入者証（実務実習））。従って、本観点は満たされている。

観点 5-3-1-4 に関して：実習施設への訪問指導は、実務実習委員会からの指示に従い、全ての教員が分担して担当している（根拠資料 5-3-1-⑤：平成 29 年度第 I 期～II 期の実務実習施設訪問リスト、根拠資料 5-3-1-⑥：病院、薬局実習訪問指導時の確認票）。従って、本観点は満たされている。

以上に加え、医療薬学講座の教員が、熊本県内外で開催される実務実習関係の意見交換会や実習説明会に参加し、実務実習の円滑な実施に努めている（図 5-3-1、表 5-3-1）。

表 5-3-1 実務実習関係の意見交換会および実習説明会

日時	開催場所	対象
平成 29 年 3 月 14 日	福岡市薬剤師会館	福岡県薬剤師会
平成 29 年 3 月 29 日	小倉薬剤師会館	福岡県薬剤師会
平成 29 年 4 月 5 日	石橋文化会館小ホール	福岡県薬剤師会
平成 29 年 4 月 9 日	鹿児島県薬剤師会館	鹿児島県薬剤師会
平成 29 年 4 月 10 日	イイヅカコミュニティセンター	福岡県薬剤師会
平成 29 年 4 月 18 日	熊本大学薬学部	熊本県病院薬剤師会
平成 29 年 4 月 21 日	ホテルセントラーザ博多	九州山口地区病院薬局実務実習調整機構
平成 29 年 4 月 22 日	鹿児島大学医学部鶴陵会館	鹿児島県病院薬剤師会
平成 29 年 4 月 22 日	熊本県薬剤師会館	熊本県薬剤師会
平成 29 年 8 月 17 日	熊本大学薬学部	熊本県病院薬剤師会

日時	開催場所	対象
平成 29 年 10 月 2 日	熊本県薬剤師会館	熊本県薬剤師会
平成 30 年 3 月 14 日	熊本大学薬学部	熊本県病院薬剤師会

【基準 5-3-2】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

〔現状〕

観点5-3-2-1に関して：学生の配属先は、保護者が居住する地区での実習の実施を原則に、九州・山口地区病院・薬局実務実習調整機構（以下、調整機構）が決定している。しかし、実習施設が不足している一部の地域に保護者が居住する学生については、原則として熊本市内の受託医療施設が配属先となる旨を、4年次に提示し理解を得たうえで希望調査を行ない、配属先を決定している（根拠資料5-3-2-①：実務実習に係わる調査、根拠資料5-3-2-②：平成29年度実務実習施設マッチングシートまとめ（九州・山口地区調整機構から送付された資料）。従って、本観点は満たされている。

観点5-3-2-2に関して：学生の配属先に関して、アンケート（根拠資料5-3-2-①：実務実習に係わる調査）による学生の希望および保護者居住地を十分考慮した大学側の案を調整機構に提出している。この際には、①徒歩または公共交通機関での通学が可能であること、②実務実習中の居住地から1時間以内で通学が可能であることの2点を配慮している。調整機構における調整の結果、学生の希望への対応が困難な場合は、調整機構からの連絡内容を学生に伝え、学生の了解を得たうえで配属している。また、実習中に公共交通機関を利用する学生には定期券の使用を薦めている。

観点5-3-2-3に関して：遠隔地を含め、全施設への訪問指導を行っている（根拠資料5-3-2-③：平成29年度第Ⅰ期～Ⅱ期の実務実習施設訪問リスト、根拠資料5-3-2-④：病院、薬局実習訪問指導時の確認票（実物））。教員は、原則として自身の研究室所属の学生指導を行うように訪問先が割り当てられ、学生の個性に配慮した生活・実習指導が行いやすい状況および学生が相談しやすい状況が整えられている。さらに、携帯電話のメール機能を利用した連絡体制を構築し、これを用いた支援も行っており（根拠資料5-3-2-⑤：実務実習委員会委員長と学生とのメール送受信記録）、本観点は満たされている。

【基準 5-3-3】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-1】 実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-2】 実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

[現状]

観点 5-3-3-1 に関して：認定実務実習指導薬剤師は、一般社団法人薬学教育協議会および九州・山口地区病院・薬局実務実習調整機構（以下、調整機構）の共催により実施される認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップに参加した後、公益財団法人日本薬剤師研修センターから認定を受けている。実務実習は、この認定実務実習指導薬剤師のいる実習施設で行われている。（根拠資料 5-3-3-①：平成 29 年度実務実習施設マッチングシートまとめ（九州・山口地区調整機構から送付された資料）、根拠資料 5-3-3-②：実務実習施設一覧（最終版））。従って、本観点は満たされている。

観点 5-3-3-2 に関して：実務実習を行うに十分な設備・組織を有すると調整機構がみなした施設で実務実習が行われている（根拠資料 5-3-3-①：平成 29 年度実務実習施設マッチングシートまとめ（九州・山口地区調整機構から送付された資料）、根拠資料 5-3-3-②：実務実習施設一覧（最終版））。また、施設訪問を行った教員が設備等の確認を行っている。従って、本観点は満たされている。

以上に加え、実務実習終了後には、実習報告書（根拠資料 5-3-3-③：平成 29 年度実務実習報告書病院実習編、根拠資料 5-3-3-④：平成 29 年度実務実習報告書薬局実習編）や学生アンケート（根拠資料 5-3-3-⑤：平成 29 年度実務実習報告書（実務実習終了後アンケート調査結果））などをもとに、適正な指導者・設備のもとで実務実習が行われていることを確認している。また、同一地区で実習を実施している熊本大学薬学部の当該担当者とも毎回、会議を重ね、改善を要望する点を調整機構に申し入れ、次年度以降、より良い実務実習が実施されるよう努めている。

【基準 5-3-4】

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-4-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-4-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-4-3】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

[現状]

観点5-3-4-1ならびに観点5-3-4-2に関して：本学薬学部の実務実習は九州・山口地区病院・薬局実務実習調整機構の調整に基づいて実施している。同機構では、実務実習モデル・コアカリキュラムの学習方略に掲げてある学習方法、時間数、場所に準拠して実務実習が実施可能な施設を委託施設として提示している（根拠資料5-3-4-①：平成29年度実務実習施設マッチングシートまとめ（九州・山口地区調整機構から送付された資料））。また、学生は、実務実習モデル・コアカリキュラムの到達目標を列記した「形成的評価表」（根拠資料5-3-4-②：病院、薬局実習の形成的評価表）を用いて自己評価を行い、指導薬剤師、大学教員はこれをもとに実習の進捗並びに実習要求全項目の終了を確認している。従って、これらの観点は満たされている。

観点5-3-4-3に関して：指導薬剤師、大学教員は、実習日誌ならびに出欠表（根拠資料5-3-4-③：実務実習日記（実務実習出欠表含む）：実物）により、実習の進捗並びに11週間の実習が行われたことを確認している。従って、本観点は満たされている。

【基準 5-3-5】

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。

【観点 5-3-5-1】 事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

【観点 5-3-5-2】 実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。

〔現状〕

観点5-3-5-1に関して：実務実習開始前に、実務家教員は九州・山口地区各県の薬剤師会ならびに病院薬剤師会が主催・開催する説明会に出席して、実習を委託する施設の指導薬剤師に対して根拠資料5-3-5-①（「薬学実務実習受入のお礼と実習指導に関するお願い」）の各項目に関する説明、協議を行なっている（図5-3-1、表5-3-1）。実習委託施設が決定した後は、実務実習委員会が各指導薬剤師とのメールでの連絡網を作成し、実習中は指導薬剤師から学生の実習項目進捗状況や様子を随時報告いただける体制を構築している。また、実習施設を訪問した際には、教員は指導薬剤師に面会して実習中の学生の様子に関する詳細な情報を得たうえで学生に指導を行なうようにしている。従って、本観点は満たされている。

観点5-3-5-2に関して：本薬学部では、薬学教育協議会が作成した書式に基づき、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する書式（根拠資料5-3-5-②：「実務実習における個人および法人機密情報保護に関する説明文書」）および誓約書（根拠資料5-3-5-③：「実務実習誓約書（学部長宛）」、根拠資料5-3-5-④：「実務実習誓約書（病院長または開設者宛）」）を作成している。実務実習事前説明会において学生に対してこの文書を口頭にて説明し、根拠資料5-3-5-③（「実務実習誓約書（学部長宛）」）に示す誓約書を学部長宛てに提出させている。別途、各実習施設の指導薬剤師に対する説明会において上記資料の内容や指導監督体制について確認をいただいております、そのうえで根拠資料5-3-5-④（「実務実習誓約書（病院長または開設者宛）」）に示す学生と学部長連名の誓約書を各実習施設長宛てに提出している。なお、実習施設において、独自に学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する書式を作成されている場合には、個別に内容について協議、確認を行なっている。これらのことから、本観点は満たされている。

【基準 5-3-6】

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。

【観点 5-3-6-1】 評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。

【観点 5-3-6-2】 学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

【観点 5-3-6-3】 実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。

【観点 5-3-6-4】 実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。

【現状】

観点 5-3-6-1 に関しては、評価配分を「実務実習評点表」（根拠資料 5-3-6-①：実務実習評点表（病院、薬局））（50 点）、「実務実習日誌」（25 点）、「実務実習レポート」（25 点）とし、実務実習科目責任教員がこれらを統合して最終評価を行なっている（根拠資料 5-3-6-②：実務実習の成績評価方法）。このうち、「実務実習評点表」を用いた評価方法については、九州・山口地区各県の薬剤師会並びに病院薬剤師会が主催・開催する説明会で、「評価基準」（根拠資料 5-3-6-③：実務実習評点表の評価基準について）を用いて説明している。実習中は「形成的評価表」（根拠資料 5-3-6-④：病院、薬局実習の形成的評価表）を用いて継続的に評価し、実務実習開始前に「実務実習評点表」および「評価基準」は指導薬剤師に郵送し、それらを用いて実務実習終了時の最終的な評価をいただいている。「実務実習ノート」および「感想レポート」は、本薬学部で設定した指標に基づいて、実務実習担当教員が評価している（根拠資料 5-3-6-②：実務実習の成績評価方法）。学生には、実務実習事前説明会において実務実習の評価方法について提示している。従って、本観点は満たされている。

観点 5-3-6-2 に関しては、本学においては、教員が薬局、病院を訪問する際に確認票（根拠資料 5-3-6-⑤：病院、薬局実習訪問指導時の確認票）を用いて実習の進捗状況を把握するとともに、何か問題があった場合（あるいは特に注意が必要なことがあった場合）には、確認票中に設けられたコメント欄にその旨記載し、実務実習担当教員に報告することになっている。またこの他にメールや電話によるやりとりも行い、実務実習中の問題等に迅速に対応できるようにしている（根拠資料 5-3-6-⑥：病院、薬局実習訪問指導時の確認票中の記載のコメントならび対応）。また、実務実習期間の中間時点で中間報告会を開催している（根拠資料 5-3-6-

⑦：中間報告会学生説明資料)。学生全員を大学に登校させ、実習内容、実習状況および実習成果に関するスモールグループディスカッション (SGD) を実施後、指導薬剤師、実務家教員も同席した全体発表会を行い、発表内容についての質疑応答を行なっている。学生が中間報告会での発表用にまとめた実習内容、実習状況および実習成果に関するパワーポイント資料は、直ちに全ての指導薬剤師に報告している。訪問指導および中間報告会は、学生、指導薬剤師、教員の間で各施設における実習情報を共有させると共に、実習期間中にモデル・コアカリキュラム実習項目の進捗状況および理解度をチェックし、残りの実習における目標を再設定させることに繋がっている。従って、本観点は満たされている。

観点 5-3-6-3 に関しては、実務実習終了後の実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取として、学生に対してはアンケート調査を実施し(根拠資料 5-3-6-⑧：平成 29 年度実務実習報告書(実務実習終了後アンケート調査結果))、指導薬剤師に対しては「実務実習評点表」(根拠資料 5-3-6-①：実務実習表点表(病院、薬局))の総合意見の欄に意見を記載いただいている。また、教員に対しては、実務実習終了後に、実務実習委員会委員長がメールにて意見聴取を行っている(根拠資料 5-3-6-⑨：実務実習委員会からのメール)。従って、本観点については満たされている。

観点 5-3-6-4 に関しては、指導薬剤師が根拠資料 5-3-6-③(実務実習評点表の評価基準について)に示す「評価基準」をもとに評価した「実務実習評点表」(根拠資料 5-3-6-①：実務実習評点表(病院、薬局))と、実務実習担当教員が根拠資料 5-3-6-③(実務実習評点表の評価基準について)の「成績評価方法」に示す指標により評価した「実務実習ノート」および「感想レポート」の結果をもとに総合的に最終評価している。いずれも、学生の学習レベルを反映する指標が設定されているが、実務実習の総合的な評価を行うための指標については検討中である。従って、本観点は概ね満たされている。

『薬学教育カリキュラム』

5 実務実習

[点検・評価]

本項目の各基準は、満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・実務実習事前学習においては、専任の実務家教員に加え、指導薬剤師や他の医療スタッフ、障がい者を外部講師として迎え、より実践的な学習を行っている。

【基準5-1-1】

- ・病院・薬局への配属は、アンケートによる学生の希望および保護者居住地を十分考慮しながら、適正に行われている。また、実習中の学生に対する指導・支援も全教員が行っている。【基準5-3-2】

- ・実務実習期間の中間時点で行う中間報告会は、学生、指導薬剤師、教員間での各施設の実習情報の共有と共に、モデル・コアカリキュラム実習項目の進捗状況および理解度の確認や指導薬剤師と教員間の連携の維持に繋がっている。【基準5-3-6】

[改善計画]

- ・実務実習の評価については、病院および薬局それぞれの評価は行っているが、総合的な評価については実施できていないので実務実習実施委員会で検討中である。

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

[現状]

観点6-1-1-1に関して:旧カリキュラムでは卒業論文実習として必修8単位を設定している。5年次の卒業研究は4月から翌年の3月までの期間(実務実習期間を除く)、6年次の卒業研究は4月から11月までの期間に行われている。よって卒業研究のための十分な時間は確保されている(基礎資料11、根拠資料:シラバス、根拠資料:時間割表(1年分))。また、新カリキュラムにおいて卒業研究は総合薬学研究Ⅰとして必修8単位が設定されている。よって卒業研究として十分な時間は確保されている(基礎資料11、根拠資料:シラバス、根拠資料:時間割表(1年分))。さらに一部の学生は6年次前期においても卒業研究を行うことになっている。従って、本観点は満たされている。

観点6-1-1-2に関して:全学生は卒業論文を作成しており、これらは研究室単位で管理している(根拠資料6-1-1-①:平成29年度卒業論文(旧カリキュラム)、根拠資料6-1-1-②:平成29年度卒業論文集(新カリキュラム))。なお、卒業論文とは別に、全学生は卒業論文要旨を作成し(提出期限:旧カリキュラム 12月8日、新カリキュラム 3月9日)、それらはまとめて学科で管理している(根拠資料6-1-1-③:平成29年度卒業論文要旨集(旧カリキュラム)、根拠資料6-1-1-④:平成29年度卒業論文要旨集(新カリキュラム))。従って、本観点は満たされている。

観点6-1-1-3に関して:卒業論文または卒業論文要旨において、医療や薬学における位置づけが述べられている(根拠資料6-1-1-①:平成29年度卒業論文(旧カリキュラム)、根拠資料6-1-1-②:平成29年度卒業論文(新カリキュラム)、根拠資料6-1-1-③:平成29年度卒業論文要旨集(旧カリキュラム)、根拠資料6-1-1-④:平成29年度卒業論文要旨集(新カリキュラム))。よって、本観点は

満たされている。

観点 6-1-1-4 に関して：学部・学科主催の卒業論文発表会として、旧カリキュラムの 6 年生には卒業論文予備審査発表会、新カリキュラムの 5 年生には総合薬学研究 I 発表会を開催し、全学生がポスター発表を行っている（根拠資料 6-1-1-⑤：平成 29 年度卒業論文予備審査発表会プログラム、根拠資料 6-1-1-⑥：平成 29 年度総合薬学研究 I 発表会プログラム）。従って、本観点は満たされている。

観点 6-1-1-5 に関して：卒業論文予備審査発表会あるいは総合薬学研究 I 発表会で、各学生は 2 名の教員（指導教員以外の教員）の前で研究内容を 10 分間発表し、質疑応答を 5 分間行っている。各教員は、研究内容や質疑応答の結果に基づいて評価や助言を行っている（根拠資料 6-1-1-⑦：平成 29 年度卒業論文予備審査発表会評価・コメント記入表、根拠資料 6-1-1-⑧：平成 29 年度総合薬学研究 I 発表会 発表チェック表）。

旧カリキュラムの 6 年生は学部・学科主催の卒業論文予備審査発表会後、各研究室で行われる最終発表会または口頭試問、卒業論文作成を経て、卒業研究の最終評価が行われている。最終評価は指導教員により行われ、「取り組みや研究態度」、「問題解決能力（問題点の把握とそれに応じた解決へのアプローチ法に対する理解度や実践力）」、「発表や質疑応答」、「卒業論文内容」などについての薬学部共通の指標に基づき、ルーブリック形式で評価している（根拠資料 6-1-1-⑨：卒業論文実習評価表）。新カリキュラムの 5 年生については、学部・学科主催の総合薬学研究 I 発表会と卒業論文作成を経て、卒業研究の最終評価が行われている。最終評価は、総合薬学研究 I 発表会のポスター審査教員 2 名の評価と所属研究室の主たる指導教員ないしは複数名の教員の評価を総合して行われている。その評価は、「取組姿勢」、「解決方法立案・遂行」、「考察」、「研究成果の提示」、「論理的討論」についての薬学部共通の指標に基づき、ルーブリック形式で評価している（根拠資料 6-1-1-⑩：総合薬学研究 I 成績評価表）。従って、本観点は満たされている。

(6-2) 問題解決型学習

【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。

【観点 6-2-1-1】 問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。

【観点 6-2-1-2】 参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 6-2-1-3】 問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 6-2-1-4】 卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。

〔現状〕

観点6-2-1-1に関して：表6-2-1-AおよびBに示すとおり、1 から3年次においては、早期体験学習や基礎系の実習・演習等が少人数グループで実施されており、その中で自ら問題発見・解決する機会が多く設定されている。また、さらに上位学年では、実務実習事前学習や実務実習に加え、卒業論文研究において、低学年で培った問題発見・解決能力をより実践的に活用し、薬学全般のさまざまな問題点を解決する能力をより一層研鑽できるように、科目配置・学習形式の設定がなされている。さらに、シラバスには問題解決能力の醸成に向けた内容を含むことが、その講義内容とともに明示されている（根拠資料：シラバス）。従って、本観点は満たされている。

観点6-2-1-2に関して：本薬学部では現在、平成24年度の入学者を対象とする旧カリキュラムと平成25～29年度の入学者を対象とする新カリキュラムが併存した状況にあるが、表6-2-1-A および B に示すとおり、すべての科目で参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学修方法に工夫がなされている。まず、1年次の早期体験学習ではスモールグループに分かれて、患者、老人、重症児の介助を体験し、学習したことをまとめ、発表討論会を行なうというようなユニークな取組みをしている。3年次からの実習でもすべてグループ学習・自己学習を実施している。また、4～6年次には、教員数に応じて各研究室に均等に学生が配属され、学生は課されたテーマに沿って、一連の目的・方法・結果・考察の過程を学習し、卒業論文実習（旧カリキュラム）や総合薬学研究Ⅰ（新カリキュラム）を行う。これとは別に、実務実習事前学習では症例の課題を与えられ、疾患や治療の解析を行い、問題点を抜き出しその解決法をレポートにまとめて発表するような Problem-based な解決能力を醸成する教育が行われている。

る。従って、本観点は満たされている。

観点6-2-1-3に関して:本薬学部の問題解決能力の醸成に向けた教育においては、目標達成度の評価指標はルーブリック形式としているが、必ずしも共通のものとはなっていない(根拠資料:シラバス)。従って、本観点は概ね満たされている。

観点6-2-1-4に関して:本薬学部では現在、本薬学部では現在、平成24年度の入学者を対象とする旧カリキュラムと平成25~29年度の入学者を対象とする新カリキュラムが併存した状況にある。旧カリキュラムでは、問題解決型学習を取り入れている科目(実務実習、実務実習事前学習除く)としては、講義・演習系科目が計14単位(内選択科目3単位)、各研究室が担当する実習が計11単位、卒業論文実習が8単位であり、合計33単位(内選択科目3単位)である。このうち、問題解決型学習の実質的な実施時間数は15.0単位(内選択科目1.7単位)であり、18単位を若干下回っている(表6-2-1-A)。

表6-2-1-A 問題解決能力の醸成に向けた教育を行なう科目と単位数
(旧カリキュラム)

	科 目	問題解決能力の醸成に 向けた学習形式	単位	実単位数
1年次	生命倫理学	参加型学習	1	0.9
	早期体験学習	参加型学習・グループ学習	1	0.3
	基礎情報処理演習Ⅰ	自己学習	1	0.5
2年次	コミュニケーション論	参加型学習	1	0.3
	基礎情報処理演習Ⅱ	自己学習	1	0.5
	分析化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.05
	薬化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.05
	生薬学実習	グループ学習・自己学習	1	0.05
3年次	基礎科学英語	参加型学習	2	0.3
	衛生化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	薬理学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	物理化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.05
	微生物学実習	グループ学習・自己学習	1	0.5
	生化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	薬物投与設計学	参加型学習	3	0.1
4年次	医薬倫理学	参加型学習	1	0.9
	製剤学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	薬剤学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	医薬品化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.3
5年次	卒業論文実習	参加型学習・グループ学習・自己学習	8*	8.0*
	救急救命医学(選択)	参加型学習・グループ学習	1	1.0

	科 目	問題解決能力の醸成に向けた学習形式	単位	実単位数
6年次	卒業論文実習	参加型学習・グループ学習・自己学習	8*	8.0*
	医学英語（選択）	参加型学習	2	0.7
合 計			33	15.0

* 卒業論文実習の単位は 5、6 年次の合計

一方、新カリキュラムにおいて、問題解決型学習を取り入れている科目（実務実習、実務実習事前学習除く）としては、講義・演習系科目が計 33 単位、各研究室が担当する実習が計 8 単位、総合薬学研究Ⅰ、総合薬学研究Ⅱ・総合薬学演習Ⅱが 10 単位であり、合計 51 単位である。このうち、問題解決型学習の実質的な実施時間数は 18.3 単位であり、旧カリキュラムに比較して単位数が増えている（表 6-2-1-B）。従って、本観点は満たされている。

表 6-2-1-B 問題解決能力の醸成に向けた教育を行なう科目と単位数
（新カリキュラム）

	科 目	問題解決能力の醸成に向けた学習形式	単位	実単位数
1 年次	英語Ⅰ	自己学習・グループ学習・参加型学習	2	0.4
	英語Ⅱ	自己学習・グループ学習・参加型学習	2	0.4
	薬学基礎化学演習	参加型学習・グループ学習	2	0.1
	生命倫理学	参加型学習	1	0.9
	早期体験学習	参加型学習・グループ学習	1	0.3
	解剖学概論	自己学習	2	0.2
	基礎情報処理演習	自己学習	1	0.5
2 年次	英語Ⅲ	自己学習・グループ学習・参加型学習	2	0.4
	英語Ⅳ	自己学習・グループ学習・参加型学習	2	0.4
	コミュニケーション論	参加型学習	1	0.3
	物理化学Ⅱ	自己学習・グループ学習・参加型学習	2	0.3
	物理化学Ⅲ	自己学習・グループ学習・参加型学習	2	0.3
	薬物動態学Ⅰ	参加型学習	1	0.1
3 年次	製剤学Ⅰ	自己学習	2	0.1
	製剤学Ⅱ	自己学習	2	0.1
	薬物投与設計学	参加型学習	2	0.1
	分析・物理化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.2
	薬化学・生薬学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	医薬品化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.3

	科 目	問題解決能力の醸成に向けた学習形式	単 位	実 単 位 数
3 年 次	微生物学実習	グループ学習・自己学習	1	0.3
	生化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.2
	衛生化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	薬理学実習	グループ学習・自己学習	1	0.3
	製剤・薬剤学実習	グループ学習・自己学習	1	0.3
4 年 次	医薬倫理学	参加型学習	1	0.9
	製剤学Ⅲ	自己学習	1	0.1
	薬学演習Ⅰ	参加型学習・自己学習	1	0.2
	薬学演習Ⅱ	参加型学習・自己学習	2	0.4
	総合薬学研究Ⅰ	参加型学習・グループ学習・自己学習	8*	
5 年 次	総合薬学研究Ⅰ	参加型学習・グループ学習・自己学習	8*	8.0
6 年 次	総合薬学研究Ⅱ・総合薬学演習Ⅱ	参加型学習・グループ学習・自己学習	2	1.2
	生命情報科学 他（選択必修）☆	参加型学習	1	0.8
合 計			51	18.3

*総合薬学研究Ⅰの単位は4、5年次の合計

『薬学教育カリキュラム』

6 問題解決能力の醸成のための教育

[点検・評価]

本項目の各基準は、満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・本薬学部の問題解決能力の醸成に向けた教育のうち、卒業研究の最終評価は共通の指標に基づきルーブリック形式で行っている。その他の科目においては目標達成度の評価は個別のルーブリック形式としている。【基準6-2-1】

[改善計画]

- ・問題解決能力の醸成に向けた教育を行う科目について、総合的な評価を行う仕組みの導入を検討する予定である。

『 学生 』

7 学生の受入

【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 7-1-1】教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。

【観点 7-1-2】入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 7-1-3】入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

〔現状〕

観点7-1-1に関して：本薬学部では教育研究上の目的を、「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」と定めている。この教育研究上の目的に基づいて以下の入学者受入方針を掲げており、本観点は満たされている。

--

崇城大学薬学部 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

・医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成します。そのため、専門知識とそれを基盤とした問題発見・解決能力を修得する上で必要な、基礎学力と論理的思考を有する人。

・高い倫理観をもち、患者の立場に立った医療を提供できる薬剤師を養成します。そのため、思いやりと協調性をもってコミュニケーションがとれる人。

・社会に貢献できる薬の専門家を養成します。そのため、強い意志をもち、科学・医療の新しい分野にも積極的に挑戦できる、意欲ある人。

観点7-1-2に関して：本薬学部では、教務委員会において入学者受け入れ方針見直しが必要となる場合は、改訂案を作成し、教授会においてそれを討議し、承認を得るようにしている。従って、本観点は満たされている。

観点7-1-3に関して：入学者受入方針は、崇城大学ホームページ等に明記している。入学試験要項は願書とセットで配布され、志願者に入学者受入方針が周知されるよう図っている。従って、本観点は満たされている。

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

【観点 7-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 7-2-3】医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

〔現状〕

観点 7-2-1 に関して：大学で実施する各試験問題は独自に作成しており、数学、外国語の各入試問題は、総合教育の専任教員で組織される入試問題作成委員会で作成されている。理科（化学基礎、化学）は、講師以上の薬学部専任教員で組織する入学試験問題作成委員会にて作成している。入学試験の試験監督は薬学部の専任教員が厳正に行ない、試験実施後は速やかに採点が行われ、大学の入試課と教務課で集計される。合否判定は、受験者の名前を伏せて試験科目全ての合計点を高得点順に並べた資料に基づき薬学部教授会にて決定した後、（根拠資料 7-2-①：第 177（専願推薦）、178（一般公募制推薦）、182（一般《前期》、センター試験利用《前期》、センターマルチ）、183（一般後期）回 薬学部教授会議事要録）最終的には学長決済により合格者を確定している。従って、本観点は満たされている。

観点 7-2-2 に関して：本薬学部入試ではすべての入試日程において、数学、化学を必須科目として設定している。また、一般前期・後期試験においては英語を試験科目に加えている。特に、薬学を学ぶ上で基礎となる科目である化学は、平成 27 年度入試から配点を増やし、総点中での化学の割合を高めている（根拠資料 7-2-③：崇城大学 2018 入学試験要項 p.33, 35, 48, 57）。化学の問題作成は薬学部の専任教員が行い、薬学専門基礎科目の理解に必要な基礎学力が身についているか判断できる問題を作成している。現在、入試種別と入学者の学力、その後の進級状況の関係については分析を進めているところである。従って、本観点は概ね満たされている。

観点 7-2-3 に関して：薬剤師になるための適性やコミュニケーション能力を評価する意味で、平成 24 年度入試から専願推薦試験において面接を行なっている。さらに、平成 26 年度入試より一般推薦入試においても面接を導入している（根拠資料 7-2-⑤：崇城大学 2018 入学試験要項 p.33, 35）。従って、本観点は概ね満たされている。

【基準 7-3】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと。

[現状]

観点7-3-1、観点7-3-2に関して：本薬学部の入学生定員数は120名であり、平成24年度から平成29年度までの実際の入学者数を表7-3に示す。入学者数はほぼ所定定員といえる（基礎資料2、基礎資料7）。従って、本観点は満たされている。

表7-3 入学受入数の推移

年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
入学受入数	132	140	129	129	136	136
入学者数／ 定員数	1.10	1.17	1.08	1.08	1.13	1.13

『学 生 』

7 学生の受入

[点検・評価]

本項目の各基準は、概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・ 本薬学部では入学者選抜に当たり、特に薬学を学ぶ上で基礎となる化学については薬学部の専任教員が試験問題を作成している。さらに平成 27 年度入試からその配点を変更して総点中での割合を高めており、薬学専門基礎科目の理解に必要な基礎学力が身についているか判断するようにしている。また、入試の種別と入学者の学力、その後の進級状況の関係については分析を進めているところである。過去の入試では、入試の必修科目が少なかったため、入学者の基礎学力を適切に評価できていなかった可能性もあるが、現在は全ての入試種別で数学／化学を必修としており、対応ができていると考えられる。【基準 7-2】
- ・ 医療人としての適性やコミュニケーション能力を評価するために、専願推薦入試と一般推薦入試において面接を実施している。【基準 7-2】

[改善計画]

- ・ 現時点で早急に改善計画を立案する必要がある事項はないと考える。しかし、入試における合格ライン設定等の適切さについては、現在、入試の種別や入学者の学力、入学後の進級状況から、今後も引き続き分析を進めていく。

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

[現状]

観点8-1-1-1に関して：成績評価の方法・基準は、シラバスおよび入学時に配布される学生便覧に明記され、評価がこれらの基準に基づいて行われることが学生に対して周知されている（根拠資料：シラバス、根拠資料8-1-1-①：学生便覧 p.22, 143）。従って、本観点は満たされている。

観点8-1-1-2に関して：評価は、シラバスの記述に従って行われている。多くの科目においてその方法は、学期末に行われる定期試験のみで評価するのではなく、中間試験や平常点評価（授業態度、レポート、小テストなど）を加味し総合的に行われている。これら評価項目のバランスは科目担当者にゆだねられているが、シラバス「学習到達度の評価」の項目に明記され、学生に周知されている。成績評価基準は、秀（90点以上）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（59点以下）であり、秀、優、良、可を合格とし、単位が付与されることが学生便覧に明記されている。（根拠資料：シラバス、根拠資料8-1-1-①：学生便覧 p.22, 143）。さらに、平成27年度以降はGPAによる評価を導入している。多くの教員は成績揭示の際、結果に対して異議がある場合は担当教員に申し出るように周知している。従って、本観点は満たされている。

観点8-1-1-3に関して：成績評価の結果については、科目担当者からの迅速な開示が揭示・口頭等の手段で実施されている。また、定期試験期間終了後の比較的早い時期に、学生は学生ポータル（WEBシステム）上で成績を自ら確認することも可能である。さらに、前期・後期終了後に、当該学期までの全成績を集計した後、学生に対しては各学期オリエンテーション時に担任を通して直接手渡され、保護者に対しては年2回3、9月頃に学業成績簿が送付されている。従って、本観点は満たされている。

(8 - 2) 進級

【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】進級基準（進級に必要な修得単位数および成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

〔現状〕

観点 8-2-1-1 に関して：進級基準は、学生便覧にて定められている（根拠資料 8-2-1-①：学生便覧 p. 198～199）。さらに、各学年最初のオリエンテーションで、在学する学年から上級学年への学生便覧記載の進級基準を説明し、すべての学生へ周知、確認させている。留年生が再履修を要する科目名については、各学生に学業成績簿を配布したうえで確認をさせている。従って、本観点は満たされていると考えられる。

観点 8-2-1-2 に関しては、薬学部教務委員会および教授会にて成績資料を二重に精査し、進級基準に基づいて厳格な進級判定を行なっている（根拠資料 8-2-1-③：第 184 回薬学部教授会議事要録、平成 29 年度第 12 回教務委員会議事録）。従って、本観点は満たされている。

観点 8-2-1-3 に関して：本学では学科学年担任制度を採用しており、各クラス担任が留年生へ進級不可であることを通知するとともに、学生との面談を行い、留年中の学生生活のサポートを行う体制が整っている。また、履修済み科目についても苦手とする科目については、学力向上を目的として教科担当教員の許可を得て受講するように指導している。従って、本観点は満たされている。

観点 8-2-1-4 に関して：本学では、留年生に対して上位学年配当の授業科目の履修を履修規定にて制限している（根拠資料 8-2-1-⑤：学生便覧 p. 195）。従って、本観点は満たされている。

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）の適切性が確認され、必要な対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】 学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

〔現状〕

観点 8-2-2-1 に関して：本薬学部においては、1・2 年次において留年・休学・退学者が集中する傾向にある（基礎資料 2-3）。1 年次留年生の多くは、基礎専門科目である物理化学、有機化学、分析化学などが複数不合格となって留年するケースが大半であった。つまり、薬学を学ぶ上で重要な化学の基礎学力を適切に評価できていなかった可能性がある。そこで、平成 27 年度入試からは各入試種別において総配点中の化学の割合を増やし、化学の基礎学力をより適切に評価できるよう工夫している。さらに、高校で物理または生物を履修していない学生もこれらの専門科目にスムーズに取り組めるよう、薬学準備教育科目（薬学基礎物理学・薬学基礎物理学演習・薬学基礎生物学・薬学基礎化学・薬学基礎化学演習）を必修科目として、平成 25 年度入学者より 1 年前期に開講している。また、平成 25 年度入学生からの新カリキュラムの導入に伴い 2 年次留年生数が平成 26 年度に 26 名に増加したことから、平成 28 年度入学の学生については、これまで 2 年次に開講していた科目の一部を 1 年次に開講するように、開講年次の変更を行った。その結果、1、2 年次での留年者総数は、平成 26 年度の 37 名から徐々に減少しており、一定の成果は得られていると考えられる。加えて、6 年次における留年者数を減少させることを目的に、平成 27 年度より低学年の成績不振者に対して少人数での補講などで基礎学力の向上を図るなどの対策を行っている。本年度の 1～5 年次の留年者数は学生 687 名中 33 名（4.8%）、休学者数は 6 名（0.87%）、退学者数は 13 名（1.8%）であり、比較的強く抑えられている。従って、本観点は概ね満たされている。

(8 - 3) 学士課程修了認定

【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 8-3-1-1】教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。

【観点 8-3-1-2】学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 8-3-1-3】学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。

【観点 8-3-1-4】学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。

〔現状〕

観点 8-3-1-1 に関して：本薬学部では教育研究上の目的を、「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と治療に役立つ生命科学研究を行う」と定めている。この教育研究上の目的に基づいてカリキュラムを策定し、以下の学位授与の方針を掲げており、本観点は満たされている。

崇城大学薬学部 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

【知識・理解】 ・ 薬剤師としての高度な知識を修得したもの。

【汎用的技能】 ・ 科学的思考にもとづく問題発見・解決能力を有するもの。

【態度・志向性】 ・ 医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身につけたもの。

・ 地域の人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献できるもの。

観点 8-3-1-2 に関して：本薬学部においては、教務委員会で原案を作成し、これを教授会において討議し、承認を得ることとしている。従って、本観点は満たされている。

観点 8-3-1-3 に関して：教職員に対しては年度初めに、メールで学位授与の方針の周知を行っている。また学生に対しても、オリエンテーションにて3つのポリシーを記載した資料を配付して学生に周知している。

観点 8-3-1-4 に関して：学位授与の方針は薬学部ホームページ（根拠資料 8-3-1-⑤：<http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>）等に公開し、教職員・学生・一般市民に広く周知している。従って、本観点は満たされている。

【基準 8-3-2】

学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】 学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】 学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】 学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

[現状]

観点 8-3-2-1 に関して：学士課程の修了判定基準は、履修規定に卒業要件として明記され、学生に周知されている（根拠資料 8-3-2-①：平成 29 年度学生便覧 p.196）。

（卒業要件）

卒業するためには本学に 6 年以上在学し、必修科目の単位を含めて 192 単位以上を修得しなければならない。ただし、192 単位の中には、次の単位を含むこと。

人間科学分野単位 8 単位

外国語分野 8 単位（必修科目）

専門基礎 8 単位

専門科目 168 単位（必修科目 162 単位含む）

従って、本観点は満たされている。

観点 8-3-2-2 に関して：毎年 2 月に開催される薬学部教授会において各学生の単位取得状況一覧表をもとに、上記基準に従った公正かつ厳格な判定を行っており、最終的に学長が卒業を認定している（根拠資料 8-3-2-②：第 180 回教授会議事要録）。平成 29 年度は 31 名が上記基準を満たすことができず留年となった。また、本薬学部ではディプロマ・ポリシーとして、「医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身につけたもの」と掲げている。卒業要件ではないがこの点を評価するため、「医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身に付けた薬剤師」についてのレポートを全 6 年生に課し、全員がこのディプロマ・ポリシーを満たしていることを確認した（根拠資料 8-3-2-②：第 180 回教授会議事要録）。なお、レポート評価は各学生の卒業研究指導教員が可否の 2 段階評価で行っている。従って、本観点は満たされている。

観点 8-3-2-3 に関して：留年生に対しては、担任との面談等を通じて学習相談や助言を行ない、メンタル面からのサポートをおこなった。さらに、4 月からは留年生を対象に総合薬学演習Ⅲに相当する講義を行った。従って、本観点は満たされている。

【基準 8-3-3】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】 教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

【観点 8-3-3-2】 総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。

〔現状〕

観点8-3-3-1に関して：本薬学部では、教育研究上の目的を「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」と定めている。すなわち、優れた臨床能力と研究に重要な問題解決能力を兼備した薬剤師養成である。この目的を達成するために、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した専門教育課程が段階的かつ系統的に整備されている。特に基礎薬学と臨床薬学を網羅した総合薬学演習を実施する教育プログラムは、本学部の目的とする薬剤師養成を目指し設定されたものである。

臨床能力における学習能力を判断するために、6年次の総合薬学演習Ⅲにおいて基礎薬学と臨床薬学を網羅した試験を実施し、この点数を指標としている。問題解決能力における学習成果は卒業論文実習（5～6年次、8単位）での卒業論文作成・卒業論文発表会等によって測定しており、それぞれ評価指標を設定している（根拠資料8-3-3-①：卒業論文予備審査会評価表、卒業論文実習評価表）。従って、本観点は概ね満たされている。

観点8-3-3-2に関して：臨床能力における学習成果を判断する指標として、上述の試験を複数回実施し、その点数を指標として総合的な学習成果を判断している。問題解決能力における学習成果は、上述の指標に基づいて、卒業論文実習の単位として評価をしている。一方、ディプロマ・ポリシーの到達度を総合的に評価する指標はなく、指標の検討を始めたところである。従って、本観点は概ね満たされている。

『 学 生 』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

[点検・評価]

本項目の各基準は概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・ 学生は定期試験期間終了後の比較的早い時期に、成績評価の結果を学生ポータル（WEB システム）上で確認できるほか、保護者へも年 2 回学業成績簿を送付している。【基準 8-1-1】
- ・ 基礎学力が低く留年する学生に対して、低学年時から補講などで学力の向上を図るなどの対策を行っている。【基準 8-2-2】
- ・ 本薬学部ではディプロマ・ポリシーとして、「医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身につけたもの」と掲げている。この点を評価するため、「あなたが目指す医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身に付けた薬剤師」についてのレポートを 6 年生に課し、全員がこのディプロマ・ポリシーを満たしていることを確認した。【基準 8-3-2】
- ・ ディプロマ・ポリシーの到達度を総合的に評価する指標を設定していない。【基準 8-3-3-2】

[改善計画]

- ・ ディプロマ・ポリシーの到達度を総合的に評価する仕組みを検討する。

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。

【観点 9-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】 入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】 在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

〔現状〕

観点9-1-1-1に関して:入学直後に行われる全学規模の1泊2日の新入生研修に加え、薬学部独自のガイダンスを実施している。この中でカリキュラムの概要を説明するほか、共用試験(CBT/OSCE)、実務実習、国家試験など在学中の主要なイベントの時期や概略を時系列で理解できるように説明を行っている。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-1-2に関して:高校で物理または生物を履修していない学生も薬学の専門科目にスムーズに取り組めるよう、薬学準備教育科目として薬学基礎数学・薬学基礎物理学・薬学基礎物理学演習・薬学基礎化学・薬学基礎化学演習・薬学基礎生物学を1年前期に開講している(根拠資料:シラバス)。これらはすべて必修科目であり、全員履修することになっている。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-1-3に関して:各学年前・後期とも初日に担任が学年単位で履修ガイダンスを行い、履修科目の適切な選択・登録を行うように指導している。実務実習に関しては、実習開始直前にガイダンスを行い、評価基準、実習報告書の書き方などについて説明を行っている。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-1-4に関して:本学では学科学年担任制度を採用しており、学生に対する履修指導や、成績・出席不良者に対しては呼び出し、個別の学習相談を行っている。(根拠資料9-1-1-⑤:学生便覧 p.9、)。従って本観点は満たされている。

【基準 9-1-2】

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。

〔現状〕

観点9-1-2-1に関して：本学学生厚生課が奨学金関連情報の窓口となって、奨学金募集をはじめとした連絡を薬学部棟の掲示板で行なっており、例年4月には薬学部棟内で日本学生支援機構奨学金募集説明会を行っている。さらに、薬学生のみを対象とした奨学金については、学部の進路支援委員会が窓口となって情報提供を行っている。上記のことに加え、各種団体等による育英制度を紹介している（根拠資料9-1-2-①：学生便覧 p.123）。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-2-2に関して：本学独自の奨学金制度である「君が淵奨学会」による学生への経済的支援がなされている（根拠資料9-1-2-②：学生便覧 p.120）。具体的には、入試合格者の中から成績の特に優れている学生を選抜し、特待生として6年間の学費の全額または大部分を給付する「特待生制度」がある。平成29年度薬学部入学者では、A特待該当者（年間180万円給付）は1名であり、B特待該当者（年間130万円給付）は5名であった。さらに、2年次以上の学業優秀学生に給付金を支給する「学業優秀奨学生制度」が設けられている。平成29年度は、2年生から5年生が各学年3名ずつ、6年生が2名と計14名が該当し、20万円が給付された（根拠資料9-1-2-④：第170回教授会議事要録）。従って、本観点は満たされている。

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するように適切な指導が行われていること。

〔現状〕

観点9-1-3-1に関して：学生の生活相談、学修支援からヘルスケア、メンタルケアを行う組織として学生支援センターが本学図書館4階に設置されている。芸術・薬学部キャンパスには、看護職員またはカウンセラーどちらかが週3～4日は待機しており、これらのことは学生便覧（根拠資料9-1-3-①：学生便覧 p. 109）ならびに大学ホームページにて学生に周知している（根拠資料9-1-3-②：崇城大学学生支援センターホームページ <http://www.sojo-u.ac.jp/campus/studentcenter.html>）。さらに、本学部では小児科医2名、神経内科医1名が専任教員として勤務しているため、同教員の厚意によって学生のヘルスケアおよびメンタルケアについて支援が行われている。メンタルケアと生活相談に関しては、担任が細やかな支援を行っている。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-3-2に関して：本薬学部では、4年生は4月および2月に、2、3、6年生は4月に健康診断を実施し、学生が受診するようにオリエンテーションで担任が指導した。学生の受診率は以下の通りであり、ほとんどの学生が健康診断を受診している。従って、本観点は満たされている。

表9-1-3 平成29年度学生健康診断受診率

	2年生	3年生	4年生		6年生
			4月	2月	
受診率	95.7 %	95.2 %	97.5 %	99.2 %*	100 %

*別途受診者を含めると100%

上記のことに加え、学生の健康維持に関して特に優れた点として、本学部では学部内完全禁煙を徹底し、学外での喫煙学生一掃も視野に入れた禁煙教育と指導を行っている。禁煙を試みる学生には、教員有志の寄付により開設された禁煙寄付基金からの補助（健康保険適応分）を行い、数名が禁煙に成功している。さらに、平成22年度実施の入学試験から、入学者は非喫煙者とする旨を入学試験要項に記載し、禁煙への取り組みを強化している（根拠資料9-1-3-③：崇城大学2018入学試験要項 p. 31, 35, 42, 45, 49, 56）。

【基準 9-1-4】

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

〔現状〕

観点9-1-4-1に関して:崇城大学ではハラスメント防止に関する規程を定めている(根拠資料9-1-4-①:崇城大学ハラスメント防止に関する規程)。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-4-2に関して:崇城大学ではハラスメントが起きた場合に被害者を救済し、問題を迅速に解決するため、ハラスメント防止対策委員会を設置している。相談窓口として学内において教員13名(うち、薬学部教員1名)、職員8名の全学委員が配置されている(根拠資料9-1-4-②:学生便覧 p.110-112)。さらに、薬学部内においては、薬学部学生厚生委員会内に薬学部ハラスメント防止対策委員(3名:全学委員1名含む)が配置されている。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-4-3に関して:大学ホームページにおいて、ハラスメント防止対策に関する大学の取組みを提示して、広報を行っている(根拠資料9-1-4-③:崇城大学ハラスメント防止対策ホームページ <http://www.sojo-u.ac.jp/about/kimigafuchi/organization/harassment/>)。また、学生便覧にもハラスメントの定義、相談先、解決までのプロセスが記載されている(根拠資料9-1-4-②:学生便覧 p.110-112)。さらに、新入生オリエンテーション時にハラスメント防止に関する組織があることを紹介しているほか、学生掲示板にもハラスメント相談員の連絡先を掲示して学生への広報に努めている。従って、本観点は満たされている。

【基準 9-1-5】

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。

【観点 9-1-5-2】身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

[現状]

観点9-1-5-1に関して：本学部では、身体に障がいのある者に対して受験制限を行っていない。また、受験に際して特別な配慮が必要な場合は、出願前に連絡してもらうことで対応が可能であり（根拠資料9-1-5-①：崇城大学2018入学試験要項 p.12, 20）、受験の機会は十分確保されていると考える。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-5-2に関して：本学部では学部建物内ほぼ全ての講義室や実習室がバリアフリーとなっており、身障者用駐車スペースから講義室、実習室等に至るまで健常者と概ね同様に移動、利用することが可能である。また、身障者用トイレに関しても薬学部棟のすべての階に整備済みである。今後、身体に障がいがある学生の入学が決定した場合、障がいの種類や程度に応じて、迅速に施設・設備上及び学習・生活上の支援体制を更に整備する予定である。従って、本観点は満たされている。

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

[現状]

観点9-1-6-1に関して：全学的な進路支援組織として、各学部キャリアアドバイザー、担任等から組織される就職委員会が設置され、就職資料閲覧室（全学就職課、薬学部2階進路支援室）の整備がなされている。（根拠資料：学生便覧 p.133）さらに、本薬学部でも就職・進路指導教員（キャリアアドバイザー）、5・6年担任、教務委員長を中心とした進路支援委員会が設置されている（根拠資料9-1-6-①：平成29年度薬学部委員会委員）。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-6-2に関して：全学の就職委員会が中心となり、企業合同セミナーが年3回開催されているほか、多岐にわたる進路選択支援活動が行われている（根拠資料9-1-6-②：平成29年度就職行事予定表）。また、大学ホームページのポータルサイトにおいて、求人やインターンシップなどの就職情報を検索できる環境が整備されている。薬学部においても2階の進路支援室や掲示板に配置あるいは掲示する企業パンフレット、ポスターや求人票を学生が必要に応じて自由に閲覧できる環境を提供している。また、本学のキャリアカウンセラーによる履歴書・エントリーシートの書き方、面接の受け方などの指導が行われている。

さらに、学部の進路支援委員会も以下の様な行事を主催し、学生の進路選択を積極的に支援している（根拠資料9-1-6-③：薬学部進路支援委員会主催行事案内一覧）。したがって本観点は満たされている。

平成29年度 薬学部進路支援委員会主催行事

- ・ 夏季企業勉強会 8月3,4日
- ・ 病院・薬局見学会（青磁野リハビリテーション病院、下川薬局）9月14日
- ・ 就活セミナー
 - － 製薬企業（湧永製薬） 4月20日
 - － 中小規模病院施設 6月23日
 - － 進路支援委員会企画特別講演会 3月1日
- ・ 崇城大学薬学部進路相談会 11月30,1日

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

〔現状〕

観点9-1-7-1に関して:学生からの意見を収集し教育や学生生活に反映させる全学的な組織として学生厚生委員会、学部では教務委員会が設置されている（根拠資料9-1-7-①：平成29年度薬学部委員会委員）。学生からの意見は、担任が直接的な窓口として対応するほか、薬学部事務室に設置してある目安箱を通じて上記委員会への意見の収集が行われている。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-7-2に関して:学生からの意見は、各学年担任を構成員として含む学部教務委員会や、全学の学生厚生委員会で取り上げ対応策を協議している。さらに、各学科からの代表学生数名が、学生モニターとしてアンケートへの回答を行ない、教職員との意見交換会に参加している。また、設備に関する要望については、学生の意見を踏まえて、学科長から本部に対して毎年要望を行っている。例えば、これまでに、学生用駐車場外灯の増設、薬学部図書室にカウンター支払い機能付きコピー機（1台）の設置などが実現している。従って、本観点は満たされている。

(9 - 2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】 実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

〔現状〕

観点 9-2-1-1 に関して：学生実習が始まる年次のオリエンテーションの際に、実習に対する一般的な安全教育を行っている。動物実験に関しては、薬理学実習の 1 コマを使って動物実験教育訓練を行っている。さらに、各実習の冒頭でそれぞれの実習における細かな注意点の説明がなされている。学生実習の指導は教授を含む担当研究室の教員全員で行なっており、教員一人当たりの学生数は約 20-30 名である。各研究室に配属後の卒業研究では、担当教員で改めて研究分野に対応した安全教育を行っている。研究室への学生の配属は、各研究室の教員数に応じて行っている。実習指導は全ての教員で行っており、教員 1 名あたりの担当学生数は 4 ～ 8 名と教員の目が行き届く範囲で研究を行なえるようになっている（基礎資料 1 1）。また、万が一の事故対策として、各階に安全シャワー、学生実習室には洗眼器が備えられている。従って、本観点は満たされている。

観点 9-2-1-2 に関して：入学時に本学学生全員が、「学生教育研究災害傷害保険」（クラブ活動も補償）に加入しており、この費用は大学が負担している（根拠資料 9-2-1-②：学生便覧 p. 116-117）。また、早期体験学習および実務実習に際し、医療・福祉系学生の学校管理下敷地外での傷害・賠償・感染事故に対応できる総合補償制度「Will2」（日本看護学校協議会共済会）への加入を義務づけている（根拠資料 9-2-1-③：総合補償制度「Will」加入者証）。従って、本観点は満たされている。

観点 9-2-1-3 に関して：本薬学部では、事故や災害の発生時や被害防止のために、安全・衛生委員会が「崇城大学薬学部における事故・災害発生時の対応マニュアル」（根拠資料 9-2-1-④：崇城大学薬学部における事故・災害発生時の対応マニュアル）を作成し、教職員に配布している。また、例年、新入生オリエンテーションの際に学生に配布して周知を行うようにしている。従って、本観点は満たされている。

上記のことに加え、本学部では、担任が学生に「安全安心メール」に登録させ、

緊急時の安否確認ができるようにしている。また、5年次の長期実務実習に備え、4年後期にツベルクリン反応、水痘、風疹、ムンプス、麻疹、B型肝炎に関する抗体価検査を行い、必要に応じてワクチン接種を義務付け、安心して実務実習に臨めるようにしている。

『 学 生 』

9 学生の支援

[点検・評価]

本項目の各基準は、満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・ 学生が学修に専念できるようにするための経済的支援に関しては、本学学生厚生課が窓口となり、奨学金募集をはじめとした連絡を薬学部棟の掲示板で行っている。薬学生のみを対象とした奨学金については、本薬学部の進路支援委員会が窓口となり、情報提供を行っている。さらに、本学独自の奨学金制度である「君が淵奨学会」による学生への経済的支援がなされており、入試合格者の中から成績の特に優れている学生を選抜し、特待生として6年間の学費の全額または大部分を給付する「特待生制度」と2年次以上の学業優秀学生に給付金を支給する「学業優秀奨学生制度」がある。【基準9-1-2】
- ・ 学生の健康維持に関する優れた点として、本薬学部では学部内完全禁煙を徹底し、学外での喫煙学生一掃も視野に入れた禁煙教育と指導を行っている。禁煙を試みる学生には禁煙寄付基金からの補助を行い、数名が禁煙に成功している。さらに、平成22年度実施の入学試験から入学者は非喫煙者とする旨を入学試験要項に記載し、禁煙への取り組みを強化している。【基準9-1-3】
- ・ 学生の進路選択については、本薬学部に進路支援室を設置しているほか、進路支援委員会が病院、薬局見学会の企画や、病院・調剤薬局・製薬メーカー等の就職担当者による進路説明会などを主催することにより、学生の進路選択を積極的に支援している。【基準9-1-6】

[改善計画]

- ・ 現時点で早急に改善計画を立案する必要がある項目はないと考えられる。

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

〔現状〕

観点10-1-1-1に関して：学部収容定員数は720名（定員：各学年120名）であり、大学設置基準で求められる教員数は30名（大学設置基準別表1より、収容定員600名までに必要な専任教員数28名に超過定員120名に対する教員数2名を加算）である。これに対し、平成29年5月現在の薬学部の専任教員数は、教授21名、准教授11名、講師4名、助教6名の合計42名である。また専任教員のうち、35名は薬剤師の資格、3名は医師の資格を有する。助教以上の専任教員は41名であるので、本観点は満たされている。

観点10-1-1-2に関して：学部収容定員数の720名に対し、前出の通り専任教員数は38名である。したがって教員一人当たりの学生数は17名となり、望ましいとされる10名以内には達していない。

観点10-1-1-3に関して：大学設置基準で求められる教員数30名に対して半数以上（21名）が教授である。また、教授：准教授：講師：助教の比率は、21：11：4：6である。教育研究の指導が問題なく実施できる構成と考えており、本観点は満たされている。

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

〔現状〕

観点10-1-2-1と観点10-1-2-2に関して：各専任教員の教育研究活動の業績は、基礎資料15（実務家教員については実務経験も記載）に記されており、学術論文も毎年のように発表し、専門の複数の学会に発表している。専門分野について教育上および研究上の優れた実績、経験を有するものが配置されていることがわかる。さらに、薬学部専任教員の研究及び教育実績は、崇城大学研究業績データベースに記載されており、ホームページから閲覧可能である。従って、本観点は満たされている。

観点10-1-2-3に関して：教員の選考の際は、論文数、教育歴等を考慮した選考基準により（根拠資料10-1-2-②：薬学部担当教員資格審査に関する申し合わせ）、担当分野を勘案し、それに相応しい教員を選考している。たとえば、基礎資料10や基礎資料15に示されているように、基礎系（物理、化学、生物）の各分野は、それぞれ基礎系の物理、化学、生物に相当する分野の教員を、臨床系の分野は、臨床系の教員というように、各専門分野を担当するに相応しい教員が配置されていることがわかる。よって、本観点は満たされている。

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

〔現状〕

観点10-1-3-1に関して：基礎資料10及びシラバスからわかるように、ほとんどの科目は教授、准教授が担当していることになる。従って、本観点は満たされている。

観点10-1-3-2に関して：専任教員の年齢構成は、70歳代 1名、60歳代 6名、50歳代 11名、40歳代 16名、30歳代 8名であり、平均年齢は 45.3歳（教授・准教授・講師の平均年齢 50.3歳、助教の平均年齢 36.5歳）である。よって、年齢に著しい偏りはないので、本観点は満たされている。

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

[現状]

観点10-1-4-1に関して：本薬学部では、教員の採用及び昇任について「崇城大学薬学部教員選考教授会細則」（根拠資料10-1-4-①）、「崇城大学薬学部教員選考基準内規」（根拠資料10-1-4-②）、「薬学部担当教員資格審査に関する申し合わせ」（根拠資料10-1-4-③）を規定、整備しており、観点は満たされている。

観点10-1-4-2に関して：教員の採用及び昇任においては、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が実施されるように、「崇城大学薬学部教員選考基準内規」の第3条（教授の資格）第3項において、研究業績以外に「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」、同第4条（准教授の資格）第2項において、研究業績以外に「専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者」、同第5条（講師の資格）第2項において、研究業績以外に「その他特殊な専攻分野について、教育研究上の能力を有すると認められる者」と規定されている。また、「薬学部担当教員資格審査に関する申し合わせ」の第2条（選考教授会の設置）において、「薬学部教員の資格審査は、学部長が召集する教員選考教授会で行なう」と規定されている。同第4条（資格審査の基準）第5項の報文数の算定基準においては、一般的な報文以外に「教科書などの研究業績や教育業績も参考にすることができる」とことと「研究教育上の優れた知識や経験を業績として評価することができる」とことが明記されている。なお、既に選考教授会の設置を経て教員を採用した実績があり、教員の採用及び昇任に関して教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備され、機能しており、本観点は満たされている。

(1 0 - 2) 教育研究活動

【基準 1 0 - 2 - 1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 1 0 - 2 - 1 - 1】教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 1 0 - 2 - 1 - 2】教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 1 0 - 2 - 1 - 3】教員の活動が、最近 5 年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 1 0 - 2 - 1 - 4】薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

[現状]

観点 1 0 - 2 - 1 - 1 および観点 1 0 - 2 - 1 - 2 に関して：本薬学部では、教育については FD 活動（授業評価、教育相互の授業参観、FD 講演会等）を通して、教育能力の向上に取り組んでいる。また、研究も日々活発に行っており、その成果は、学術論文の公表や学会等における研究発表などにあらわれている。また、平成 22 年に西日本で初の DDS (Drug Delivery System) 研究所において、“Made in Sojo University 夢の次世代型 DDS 製剤の開発”を目指した研究活動も展開している。よって本観点は満たされている。

観点 1 0 - 2 - 1 - 3 に関して：教員の過去 5 年間の研究業績は、大学の研究業績データベースとしてホームページに掲載している（根拠資料 1 0 - 2 - 1 - ①：崇城大学研究業績データベース

<http://rsrch.ofc.sojo-u.ac.jp/sjuhp/KgApp?courc=1501>）。従って、本観点は満たされている。

観点 1 0 - 2 - 1 - 4 に関して：新しい医療に対応するため、現場で研鑽をつみたいという希望があれば申請し、現場で研鑽を積むことができる制度がある。実務家教員は薬剤師会主催の学術研修会に参加して、最新の知見を収集している。よって、本観点は概ね満たされている。

【基準 10-2-2】

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10-2-2-1】研究室が適切に整備されていること。

【観点 10-2-2-2】研究費が適切に配分されていること。

【観点 10-2-2-3】研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10-2-2-4】外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

観点10-2-2-1に関して：本学では、薬学部専任教員に対して個人研究室（39.15 m²）が確保されている（根拠資料10-2-2-①：学生便覧 pp.303-307）。原則的に、教授に対しては1室あたり1名、准教授・講師・助教・助手に対しては1室あたり2名が割り当てられており、さらに、各研究室には実験室（85.5 m²）が設置され、教員ならびに卒業研究生（3学年平均配属数約24名）の研究活動に利用されている。その他、共通実験室（3室：各85.5 m²）、NMR室、培養実験室、機器分析室（2室）、RI実験室、低温室、生薬標本室が本学部棟内に、動物飼育・実験施設である生物科学研究棟が薬学部棟に隣接して配備されている（根拠資料10-2-2-①：学生便覧 pp. 310-315）。以上の点から、研究室を含めた研究環境は、ほぼ整備されており、本観点は概ね満たされている。

観点10-2-2-2に関して：本学では、1）卒業研究生の教育および研究のための「卒業研究指導費」が配分されている。これらは、各研究室に配属されている卒業研究生の数に応じて配分額が決定されている。また、各教員に対する教育・研究予算として「個人配布予算」が配分されているが、これは、基礎額にポイント換算額（設定項目に該当するポイントに基づく額）を加算して決定される（根拠資料10-2-2-②：研究室別予算配分票）。これらの配分額設定基準は明確である。さらに、2）教育・研究に関する自己申請に対して審査を行い、採択後予算額を決定する「教育・研究重点配分予算」「特定研究予算」が導入されているが、必ずしも適切な予算配分が行われているとは言えない。さらに、配分される一研究室あたりの配分額は十分とはいえない。

観点10-2-2-3に関して：本学における専任教員の授業時間数は「崇城大学授業担当時間に関する内規」によって定められている（根拠資料10-2-2-③：崇城大学 授業担当時間に関する内規）。この内規では、教授・准教授・講師の授業担当時間（卒業研究を含む）が「1週12時間を基準とし、2倍（24時間）を超えないことを原則とする」と定められており、その範囲内で行われている。よって本観点は満たされている。

観点10-2-2-4に関して：本学では、地域共創センターが窓口となり、科学

研究費補助金、公的機関の研究費・競争的資金、産学連携等の外部資金の獲得を支援している（根拠資料 10-2-2-④：崇城大学地域共創センターホームページ <http://www.sojo-kyoso.com>）。具体的には科研費支援講習会や科研費添削指導などがある。本学部の平成 29 年度における科学研究費補助金獲得状況は、基盤研究 B 1 件、基盤研究 C：13 件、挑戦的萌芽研究：2 件、若手研究 B：1 件であった。（根拠資料 10-2-2-⑥：http://www.sojo-kyoso.com/researcher_adoption/pdf/adoption_h28.pdf）従って、本観点は満たされている。

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-2】教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施されていること。

【観点 10-2-3-3】授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

〔現状〕

観点10-2-3-1に関して：全学の取り組みとして、教育研究活動向上のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、学生による授業アンケート、FD講演会の開催、授業公開などの活動を行っている。薬学部のFD委員2名が薬学FD活動の中心となるとともに、全学FD委員会の活動へ参画することで、他学部との情報交換を行っている。よって、本観点は満たされている。

観点10-2-3-2に関して：教員の教育研究能力の向上を図る目的で、全学的に以下の様な取り組みを行っている。

・平成29年度第1回FD講習会（兼第16回FDe錬成会）

各学科SALCアクティビティの紹介

講師名：宝来先生（SILC）、大嶋先生（総合・数学）、麻田先生（宇宙）、
斎田先生（生命）

実施日：2017年5月26日（金）

・平成29年度第2回FD講習会

LD（発達障害）が教えてくれたこと～寄り添う心の大切さ～

講師名：南雲明彦氏（明蓮館高等学校・共有コーディネーター）

実施日：2018年2月22日（木）

・平成29年度 大学教育再生加速プログラム特別講演会

主体的な学びを醸成するポートフォリオ

講師名：岩井 洋（帝塚山大学）

実施日：2018年3月26日（月）

また、薬学部独自のFD活動としては、以下のような取り組みがある。

1) 学生の自律学習マインド育成のためのノウハウ

講師名：國安教授

実施日：2017 年 5 月 26 日（金）

2) より有意義で効果的な薬学実務実習を目指して

講師名：鈴木 匡 先生（名古屋市立大学大学院薬学研究科）

実施日：2017 年 7 月 8 日（土）

以上の様に、全学的及び薬学部独自の FD 活動を行っている。従って、本観点は満たされている。

観点 10-2-3-3 に関して：実習を除く全ての科目を対象に、学生による授業アンケートを実施し、半期毎の集計結果を教員ポータルサイト上で公開している。アンケート結果に基づいて選出されたベストティーチング賞受賞教員の授業を積極的に参観することにより、各自の授業改善に反映させる仕組みが構築されている（根拠資料 10-2-3-②：ベストティーチング賞参観のポイントに関する資料）。従って、本観点は満たされている。

(1 0 - 3) 職員組織

【基準 1 0 - 3 - 1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 1 0 - 3 - 1 - 1】教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 1 0 - 3 - 1 - 2】教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 1 0 - 3 - 1 - 3】教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

〔現状〕

観点 1 0 - 3 - 1 - 1 に関して：本学では職員は業務内容により事務系と技術系に分けられており、それぞれの職務内容は「事務分掌規程」に定められ、多様化する教育研究活動に対する支援活動が行われている（根拠資料 1 0 - 3 - 1 - ①：事務分掌規程）。なお、薬学部キャンパスは、本学事務系部署が入る本館からは徒歩で 20 分程度離れているため、庶務課学部支援係より派遣された 2 名の職員が薬学部棟に常駐している。現在、この 2 名の事務職員で学生への対応や支援、薬学部教員の業務補助、保護者を含めた学外者への対応、電話対応などを一手に引き受けざるを得ない状況にあり多忙を極めている。従って、薬学部棟の事務職員の人員数については増員が望まれるところであり、十分に観点を満たしているとは言い難い。

観点 1 0 - 3 - 1 - 2 に関して：薬用植物園では補助者（1 名）が配置され（基礎資料 8）、薬用植物園の維持・管理が行われており、概ね満たされている。

観点 1 0 - 3 - 1 - 3 に関して：教員と職員が共に FD 講演会やコンプライアンス研修に出席して、資質向上を図っている。よって、本観点は満たされている。

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

[点検・評価]

本項目の基準は、概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・ 学生への事務対応や支援、薬学部教員の業務補助などを担う職員数は不足している。【基準10-3-1】

[改善計画]

- ・ 薬学部専任の事務職員の増員を大学事務局へ依頼する。

『学習環境』

1 1 学習環境

【基準 1 1-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 1 1-1-2】実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 1 1-1-3】実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-4】卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

〔現状〕

観点 1 1-1-1 に関して：各学年約 110～150 人の学生に対して、本学薬学部棟には、2 階から 4 階の各階に 2 室ずつ、合計 6 室の大講義室があるほか、77 席を設置した中講義室が 1 室ある。薬学部棟に隣接する DDS 研究棟 4 階には 270 席を設置した大講義室(大会議室)が 1 室、共通講義棟(O 号館、ANX)には 156 席を設置した共通講義棟大講義室が 1 室ある、36 席を配置した少人数講義に対応した講義室が 2 室ある。このように、全学生数に対する部屋の規模と数は足りているものの余裕はない。また、少人数教育に適した教室は著しく不足している。

観点 1 1-1-2 に関して：基礎資料 1 2にあるように、薬学部棟には実習室は 4 室あり、8 人掛け机と椅子が各室に 72 名分用意されている。いずれも室内照明、温度管理システム、防音設備、音響設備と映像設備が整っており、実習に支障はない。コンピューター演習室は 150 台のコンピューター、並びに同数の座席が設置されている。動物実験施設としては、生物科学研究棟があるが手狭になりつつある。薬用植物園は、十分なスペースが確保され、学生の教育・実習・卒業研究のみならず、一般市民に対する啓発活動にも広く活用されている。RI 教育研究施設も設置基準を満たし、十分な広さと設備がある。従って、本観点は概ね満たされている。

観点 1 1-1-3 に関して：本学薬学部では、実務実習事前モデルコアカリキュラムに準拠した演習及び実習を、約 12 のグループ（約 10 名／グループ）に分けて項目毎に行っている。基礎資料 1 2にあるように、病院薬局実習室と保険薬局実習室などの実習専用の実習室の収容可能な人員は 60 名である。20 名（2 グループ）の実習には十分対応できる。他の講義室等を利用して、40 名（4 グループ）の実習が行われている。一回の実習は 60 名で行い、ローテーションを組むことにより、適切な規模で行われている。よって、本観点は満たされている。

観点 1 1-1-1-4 に関して：今年度にかぎり、旧カリキュラムの 5、6 年生と、新カリキュラムの 4 年生が研究室に配属されている。実質は、5 年生が実務実習に行っている 11 月までの利用学生は、2 学年（4 年生と 6 年生）であり、また、12 月以降は、6 年生がまとめの時期となり、利用が 2 学年に限定されていたため、なんとか収容できており、260 名の収容に問題はない。一方、研究に必要な設備・機器等については、共用実験室（NMR 室、機器分析室、培養実験室、RI 実験室、生物科学研究棟、低温室、薬用植物園、共通実験室）、および実験機器（フローサイトメトリーシステム、X 線解析装置、DNA 解析装置、共焦点レーザー顕微鏡、FT-NMR 装置など）が備え付けられており、広く利用されている。さらに、必要に応じて、崇城大学内の他学部の設備（例：マトリックス支援レーザー脱離イオン化質量分析計、走査型電子顕微鏡、透過型分析電子顕微鏡システム、アミノ酸配列解析装置など）を利用することもできる。従って、本観点は概ね満たされている。

【基準 1 1-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-1】適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 1 1-2-2】教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-3】適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 1 1-2-4】図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

[現状]

観点 1 1-2-1 に関して：地上 6 階建て 6,777 m²、座席数 390 席の図書館が本学キャンパスにあるほか、薬学部内にも座席数 60 席の薬学部図書室がある（基礎資料 1 3）。従って、本観点は満たされている。

観点 1 1-2-2 に関して：本学図書館に約 20 万冊の蔵書があるほか（基礎資料 1 4）、電子ジャーナルの整備も進みつつある。本学薬学部の教員が利用する雑誌、蔵書を網羅しておらず、本観点は、十分に満たされているわけではない。

観点 1 1-2-3 に関して：全学では自習室として 114 席（内訳 SALC 42 席、アクティブラーニング用の座席 72 席）、薬学部では自習室として、図書室（約 60 名）の他、情報処理室（150 名）や各階のオープンスペースに机・椅子を設けて（約 50 名分）を自習スペースとしている。さらに、使用していない講義室も自習室として開放している。また、研究室配属後の 5、6 年生に対し、ゼミ室が設置されている（根拠資料 1 1-2-①：学生便覧 pp.310-314）。全学年の学生に対する自習スペースとしては十分ではないし、区切られた自習室も少なく、今後整備することが望ましい。

観点 1 1-2-4 に関して：本学図書館は、通常平日は、8：30～21：00 まで、土曜日は 10：30～18：00（定期試験期間前の日曜日でも開館 9：00～17：00）、また、春、夏、冬季休業期間は、8：30～18：30 まで利用可能である（根拠資料 1 1-2-②：崇城大学図書館ホームページ <http://www.lib.sojo-u.ac.jp/riyo/>）ほか、薬学部の自習室については、警備員巡回終了まで利用可能である。従って、本観点は満たされている。

『学習環境』

1 1 学習環境

[点検・評価]

本項目の基準は、概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・教室や実習室の規模や数については、通常の授業に使用される大講義室はなんとか充足しているものの余裕はない。また、少人数教育に適したスペースについては著しく不足しており、今後の拡充が必須である。【基準 1 1-1】
- ・研究遂行のための設備については、必要な機器はほぼ整備されており、また、全学的に共通で利用できるものもあり、概ね充実していると思われる。【基準 1 1-1】
- ・自習室については、学生数を考慮すると、不足しており、今後の拡充が望ましい。【基準 1 1-2】

[改善計画]

- ・教室に関しては、少人数教育に適した教室及び自習室が不足しており、卒業研究を行うゼミ室や実験室も余裕がない。それらの早急の増設および整備を大学事務局に働きかけていく。

『外部対応』

1 2 社会との連携

【基準 1 2-1】

教育研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-1】医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

【観点 1 2-1-2】地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-3】薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 1 2-1-4】地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。

【観点 1 2-1-5】地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

〔現状〕

観点 1 2-1-1 に関して：本学部の教員は、熊本赤十字病院、宇城総合病院、くまもと温石病院やハートフェルト、大同化成工業、日本農業（株）、鳥居薬品、三和化学研究所等の病院、薬局、企業と共同研究を行っている。よって本観点は満たされている。

観点 1 2-1-2 に関して：本学薬学部教員が、熊本県薬剤師会理事や各種委員を務めるなどして地域の薬剤師会と連携をとり、薬学の発展に貢献するよう努めている。また、熊本市内10医療施設と教員が連携して一部の学生(16名)の自主的な臨床診療研修をサポートする体制(S-CART)も整えている。さらに、各種医療系・薬学系学会の評議員などを務める教員もあり、県内団体だけでなく、全国規模の団体との連携も活発である。従って、本観点は満たされている。

観点 1 2-1-3 に関して：平成29年度崇城大学薬学部卒後薬剤師支援研修会(臨床薬学研修センター主催：平成 29 年 2 月 10 日)(根拠資料12-1-1-③：第 6 回薬学部卒後研修会)が開催された。また、10月より薬学を俯瞰し、様々な視点からの情報共有や薬剤師力の向上を目指して、薬剤師を対象とした勉強会を第 2・第 4 火曜日(19:30～、崇城大学薬学部)に開催している(根拠資料 1 2-1-④：摩訶泉会開催記録)。従って、本観点は十分に満たされている。

観点 1 2-1-4 に関して：本薬学部が主催する公開講座はないが、薬草に関する勉強会(熊本県玉名市、山鹿市、宮崎県都城市主催など)に複数回、本学教員が講師として派遣されている(根拠資料 1 2-1-⑤：平成29年度地域住民に対する公開講座一覧表)。従って、本観点は満たされている。

観点12-1-5に関して:本薬学部の教員は、熊本県薬剤師会主催のフィジカルアセスメント講習で講師を務めた(平成30年3月10日)。本学薬学生による救急蘇生の啓発サークル(SERVE)や、がん予防啓発サークル(ruban)の活動も全面的に支援しており、次のような地域への支援活動を行っている。熊本市の市民マラソン大会(平成30年2月18日)では、SERVEの薬学生26名が、ボランティアAED隊として参加し、ランナーの急変に備えた医療支援活動を行った(根拠資料12-1-⑥:大学ホームページhttp://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/news/180220_008550.html)。また、rubanは、リレー・フォー・ライフ・ジャパン2016くまもと(平成29年5月13, 14日)において、イベントの開催に携わるとともにがん患者やその家族など参加者に対する支援活動を通してがん予防啓発活動を行った(根拠資料12-1-⑥:RUBAN(がん予防協会学生サポーター)参加者名簿)。また、本薬学部の教員は、熊本(Pharmacokinetics and Pharmacodynamics(PK-PD)研究会の役員であり、慢性腎臓病(CKD)患者のお薬手帳にCKDシールを貼付して治療の一助となるように普及に努めている。このように、本観点は十分に満たされている。

【基準 12-2】

教育研究活動を通じて、医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。

【観点 12-2-1】英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。

【観点 12-2-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 12-2-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

観点12-2-1に関して：本薬学部で開設している英文ホームページ（根拠資料12-2-①：薬学部英文ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/english/>）において、学部及び研究室の情報を発信している。従って、本観点は満たされている。

観点12-2-2に関して：現在、薬学部関連の交流協定校としては、スエズキャナル大学（エジプト）、ハルピン医科大学（中国）、インカーネイトワード大学（アメリカ合衆国）、オレゴン州立大学（アメリカ合衆国）と香港大学薬学部（中国）の5校と協定を締結している。交流の実績としては、薬学部の学生が、例年、アメリカオレゴン州立大学で約1ヶ月英語を学び、これまでに平成25年夏には1名、平成26年の夏には2名、平成27年の夏には2名、平成29年の夏には1名参加している。さらに、平成26年3月には1名の学生が、平成27年3月、平成28年3月及び平成29年3月にはそれぞれ2名、また、平成30年の3月には1名の薬学生がそれぞれ約1ヶ月香港大学薬学部で研究を体験している。また、平成29年度は実績がないが、例年ハイデルベルク大学に1～2名が研修している。従って、本観点は満たされている。

観点12-2-3に関して：留学生の受入については、大学としては国際交流課があり、薬学部にも2名の委員が関わっている。既に香港大学薬学部の学生を、平成26年6月9日～7月11日2名、（平成28年度は3名受け入れの予定であったが、熊本地震により中止）、平成29年5月29日～6月23日まで3名、平成29年7月3日～7月28日まで1名を受け入れた（根拠資料12-2-⑤：第170回教授会資料4）。また、平成29年7月17日～8月10日までオーストラリアのカーティン大学の学生が臨床研修した実績もあり体制は整備されている（根拠資料12-2-⑤：第170回教授会資料4）。教職員の海外研修の体制も大学としては整備されている（根拠資料12-2-⑥：第171回教授会資料4）さらに、毎年数名の海外からの訪問研究員の受入れ実績もあり（根拠資料12-2-⑦：第174回教授会資料1，資料3）、医療薬学における国際交流の活性化のための体制は整っている。従って、本観点は満たされている。

『外部対応』

1 2 社会との連携

[点検・評価]

本項目の各基準は、満たされている。特記事項は次のとおりである。

- ・本薬学部は、国内外の医療界や産業界と連携して様々な研究を推進している。
また、本薬学部教員が、熊本県薬剤師会理事や各種委員を務めるなどして地域の薬剤師会と連携をとり、薬学の発展に貢献するよう努めているとともに、熊本市内の医療施設と教員が連携して学生の自主的な臨床診療研修をサポートする体制も整えている。さらに、本学教員は、熊本県主催の薬剤師会のフィジカルアセスメント実習で講師をつとめたり、卒後研修会も実施したりしており、教育研究活動を通じて医療・薬学の発展および薬学生、薬剤師の資質向上に取り組んでいる。【基準 1 2-1】
- ・海外 5 つの大学との間で交流協定を締結するとともに、協定校以外の海外大学との共同研究を実施しており、国際交流が活発に行なわれている。【基準 1 2-2】

[改善計画]

- ・特になし

『点 検 』

1 3 自己点検・評価

【基準 1 3-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【観点 1 3-1-1】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 1 3-1-2】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

【観点 1 3-1-3】自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。

【観点 1 3-1-4】設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。

【観点 1 3-1-5】自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

[現状]

観点 1 3-1-1 に関して:本薬学部には外部委員 1 名を含めた計 8 名からなる「薬学部評価委員会」が設置されており、自己点検・評価を統括・実施している（根拠資料 1 3-1-①:評価委員会議事録）。評価委員会は月 2 回程度開催して、自己点検・評価を進めている。よって、本観点は満たされている。

観点 1 3-1-2 に関して:当該組織に外部委員は 1 名含まれており、本観点は満たされている。

観点 1 3-1-3 および観点 1 3-1-4 に関して:自己点検及び評価は、薬学部評価委員会の統括下、薬学教育評価機構の薬学教育評価ハンドブックに沿って実施している。よって、本観点は満たされている。

観点 1 3-1-5 に関して:自己点検・評価の結果は、ホームページ（根拠資料: 1 3-1-③:崇城大学薬学部自己点検評価ホームページ
<http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/assessment.html>）で公表している。よって本観点は満たされている。

【基準 13-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-1】自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 13-2-2】自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

[現状]

観点13-2-1に関して：自己点検及び評価から得られた情報は、薬学部評価委員会で改善報告書としてまとめ、教授会の議を経て、各種委員会等に改善の提言をしている。よって、本観点は満たされている。

観点13-2-2に関して：自己点検・評価を行い、その結果、改善の余地があると思われた項目については、項目に応じて、教授会または各種委員会で協議し、本学薬学部の教育・研究活動の改善を行っている。従って、本観点は満たされている。

『点検』

1 3 自己点検・評価

[点検・評価]

本項目の基準は、満たされている。

[改善計画]

特になし。